

員の俸給月額の改定等を行うこととし、一般職の国家公務員の給与に関し、人事院勧告どおり、医療職(一表及び若年層を除き、平均〇・二三%俸給表を引き下げ改定するとともに、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百五円、國務大臣等は百四十九万五千円、内閣法制局长官等は百四十三万四千円とする等の改定を行うこととするほか、防衛省の職員の給与についても、一般職の職員の例に準じて改定することとなつております。

また、一般職の職員及び防衛省の職員について、平成十七年の給与法改正に伴う経過措置を平成二十六年三月三十一日までとする等の措置を講ずるものであります。

第二に、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等並びに防衛省職員の給与の臨時特例等を行なうこととあります。

これに関しては、既に政府から提出されている国家公務員の給与の臨時特例に関する法律においても同様の措置が定められているところであり、臨時特例を設ける趣旨については、この政府案の考え方を踏襲するものであります。

まず、本法施行の日から平成二十六年三月三十日までの特例期間においては、一般職の職員の俸給月額の支給に当たつては、俸給月額に、係員級職員については百分の四・七七、係長及び課長補佐級職員については百分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たつては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずることであります。

○原口委員長 これより質疑に入ります。

○斎藤(や)委員 新党きづな斎藤やすのりでございます。斎藤やすのり君。

員の俸給月額の改定等を行うこととし、一般職の国家公務員の給与に関する法律別表第三に掲げる五号俸給表を引き下げ改定するとともに、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百五円、國務大臣等は百四十九万五千円、内閣法制局长官等は百四十三万四千円とする等の改定を行うこととするほか、防衛省の職員の給与についても、一般職の職員の例に準じて改定することとなつております。

また、一般職の職員及び防衛省の職員について、平成十七年の給与法改正に伴う経過措置を平成二十六年三月三十一日までとする等の措置を講ずるものであります。

第二に、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等並びに防衛省職員の給与の臨時特例等を行なうこととあります。

これに関しては、既に政府から提出されている国家公務員の給与の臨時特例に関する法律においても同様の措置が定められているところであり、臨時特例を設ける趣旨については、この政府案の考え方を踏襲するものであります。

まず、本法施行の日から平成二十六年三月三十日までの特例期間においては、一般職の職員の俸給月額の支給に当たつては、俸給月額に、係員級職員については百分の四・七七、係長及び課長補佐級職員については百分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たつては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずることであります。

○原口委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

さるに、防衛省の職員の給与等に関する法律の秘書官等については百分の九・七七、一号俸から四号俸までの秘書官については百分の七・七七

を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講することとあります。

さらに、防衛省の職員の給与等に関する法律の特例として、防衛省の職員の俸給月額の支給に当たつても、一般職の職員と同様の減額支給措置を講ずることとあります。

最後に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとあります。

なお、自衛官等の臨時特例につきましては、特

段の配慮をし、給与の減額措置の適用につき、そ

の施行の日から六月を超えない範囲内で政令で定めることとしております。

何とぞ、十分に御審議の上、本法律案にぜひ御

賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上であります。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○原口委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局給与局長尾西雅博君、総務省人事・恩

給局長田中順一君、自治行政局公務員部長三輪和

夫君及び厚生労働省労働基準局長金子順一君の出

席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

まず、本法施行の日から平成二十六年三月三十日までの特例期間においては、一般職の職員の俸給月額の支給に当たつては、俸給月額に、係員級職員については百分の四・七七、係長及び課長補佐級職員については百分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たつては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずることであります。

○原口委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

今本當に民間は大変ですよ。国家公務員と民間

の給与を比べてみると、民間給与が九七年が四

百六十七万円で平成二十二年が四百十二万円とい

うこと、五十五万円も下落しております。

一方で、国民の中には、国家公務員は世間では

ざいます。

きょうは、本当に貴重な時間をいただきまし

て、ありがとうございます。委員長それから理事

の皆さん、委員の皆さんに、二十分の時間をいた

だしたこと

を心より感謝申し上げます。

さて、唐突ですけれども、ベネッセという会社

がございまして、そこで子ども生活実態基本調査

報告書というのがございます。これはちょっと難

しい調査報告のようですけれども、簡単です。あ

なたがなりたい職業は何ですか、そういう職業で

ござります。小学生の一位が野球選手、二位が

サッカー選手、女の子が保育士、三位が看護師と

いうことになつておりますけれども、これが中学

校以降は公務員のランキングが上がつてしま

うます。

なぜ公務員に高校生、学生さんがなりたがつて

いるのかといいますと、これはやはり、終身雇用

がなくなつて、民間の企業が非常に今不安定に

なつていて、雇用が不安定になつてること、そ

れからさらには、やはり公務員が安定して

いることと官民較差がどんどん広がつて

いるからといいますと、これはやはり、終身雇用

がなくなつて、民間の企業が非常に今不安定に

なつていて、雇用が不安定になつてること、そ

れからさらには、やはり公務員が安定して

るんじやないかというふうに思われる節があります。

建前では従業員數五十人以上の企業を調査していることになつていて、内訳を見ますと、一昨年までは、五百人以上の企業については全国の八割程度の四千社程度を調査しているのに対し、それ以下の五十人から五百人規模では全国の二割程度の五千九百社程度の調査にとどまっている。そういう報道もござります。その結果、人事院勧告のベースになつていてる民間給与は高目に出てい

二十三年度のデータを見てみますと、五百人未満の会社のサンプル数をふやしましたけれども、やはりそれでも大企業、優良企業に偏っているんじゃないのか、そういう形なんですが、このあたり、政府の認識はどうでしようか。

○川端国務大臣 議論としていろいろな議論があり、評価もあることは事実だと思いますが、基本的には、客観的に、可能な限り官民の同一業種、同一職種に關して比較ができるよう、今御指摘の五十人以上というのがいいのかどうかという議論が、いろいろな議論がされていることは事実であります。が、できるだけ民間準拠になるデータが正確にとれるようにと人事院においては努力されているというふうに認識をしております。

詳細は、人事院が主体的にやることでございま

○斎藤(や)委員 〔委員長退席、逢坂委員長代理着席〕 一方では、これもよく知られていることですけれども、国税庁のデータというのもあります。これは民間の給与実態統計調査ですけれども、こちらは従業員五十人未満の企業も対象になる幅広い調査です。

ですから、ずっと民間給与は、人事院の調査と国税庁の調査というのは大体百萬円程度の開きがあるということですから、ぜひ国税庁のデータ、そもそも国で、政府で二つデータがあるということが間違いでございまして、そろそろこの二つの標準準というものをなくした方がいいのではないかかな

というふうに思いますので、ぜひとも検討をお願

に私は思います

ることとされ、平成十九年から導入されております。

○川端国務大臣 二つの基準があるということではございませんで、人事院は、先ほど申し上げましたように、同じような仕事をしている人の官民

も、今回、税率がどんどん、増税のオンパレードです。何が言いたいのかといいますと、九七年の増税のときよりも、今回の増税で、民間の懐への

なお、これは給与減額支給措置の対象となつて
おりまして、今回は俸給連動で減額対象でござい
ます。

の比較をするというか、民間のベースを調査する目的であります。国税庁のデータは、要するに、税収、租税收入の見積もりあるいは税務行政運営の基本資料とする目的としまして、民間の給与所得者の給与について、源泉徴収義務者、いわゆる事業者ですね、給料を払う側の人、

打撃というのは大変、破壊力というのはすさまじいものがあると私は思いますので、国民の皆様に相当な痛みをもたらすわけでござりますけれども、増税の前に、こういった国税庁とそれから人事院の民間の給与の算定の仕方などにおいても、事ひもう一回考慮していただきたいというふうに

それから、もう一つ御指摘の本府省業務調整手当でございますが、これは本府省の業務に従事する職員の業務の特殊性、困難性、本府省に必要な人材を確保することが困難になつてゐる事情を考慮し、本府省の課長補佐、係長、係員に支給されていいる手当でございまして、平成二十一年度から

これを全事業者を調べまして、一年間にわたつて勤務した人に払つた総額を、源泉徴収事業者が幾ら給料で払つたかというのを何人分ですかといふので割つた額であります。

思ひます。
さて、官民較差というのは、給与だけではなくて年金もあります。これは委員の皆さん、釈迦に説法だと思いますけれども、支払う保険料は安いのに、支給される額は、公務員の方はほかの年金

○斎藤(や)委員 ちよつと、よくわかりにくかつたんですが、もうちょっと具体的にと思うんですけれども、つまり、ある程度の距離、恐らく、私は導入されております。
以上でございます。

派遣労働者等々で複数登録している人は、人數的にはダブルカウントされる。もう一つは、先ほど比較されて、五十万円下がったという期間でいいましても、非正規雇用者比率は、平成十二年で二六・二%から、平成二十二年、三四%と、十年で八%ぐらいふえている。したがいまして、労働構造が変化する中で、この国税の数字は当然ながら変化する。目的が違う数字ですので、一概にこれとこれでとということではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

よりも多い。遺族年金でも、サラリーマンが子供だけに支給されるのに、公務員の方は孫まで対象というぐあいに、大変おいしいものがございます。共済年金は、御存じのように三階部分がありまして、例えば、ともに月収四十万円の人がそれぞれ三十八年間勤めた場合は、公務員の方が年額で二十万円前後多く年金をもらえる。こういうものを見ますと、本当に親が子供を公務員にさせたいなというのはよくよくわかるわけでござります。

それから、さまざまなもの給与にトッピングされてるオプション、手当も浮世離れしているのではいる

調べたところでは六十キロ以上だと思うんですけれども、六十キロ以上の異動があると三年間給与に手当がつく。それから、三百キロになるとさらにトッピングされる。本府に帰つてくると、本府で働くと、係長クラスで月給にプラス一万円程度つく。これは、なぜ本府で本府手当がつくのかというと、本府の方が仕事が大変だからということだと思うんですけれども、本当にこの感覚いうのは、私は民間の感覚からいうとよくわかりません。

給与というのは、やはり仕事の対価なわけでござります。与えられた仕事をやることで給与がも

○前題(ヤ)登場 と、おれがおれにかかるところは、

第一類第二号
総務委員会議録第二号
平成二十四年二月二十三日

る官職であつても、その職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件が他の官職に比べて著しく特殊な官職について、その特殊性に基づき俸給月額を調整するとしておりまして、例えば、地方厚生局の麻薬取締官であるとか、地方航空局の航空管制官などが対象職員として挙げられております。

以上です。

○斎藤(や)委員 例えはどういう職種につけられていらんでしょうか。具体的なその職種を教えていただけますでしょうか。

○田中政府参考人 済みません、手持ちの資料で申し上げますと、刑務所、少年刑務所、拘置所等にいらつしやる医師及び歯科医師の方であるとか、あるいは薬剤師の方、看護師長の方などでございます。

○斎藤(や)委員 恐らくストレスがかかるからその部分で加算されるということですけれども、仕事というのはやはりストレスがかかるもので、さつきも、何度も言いますが、労働の対価ですから、私は、こういった加算されるということに対して非常に理解したいです。このあたりは徹底的に追及をしていきたいというふうに思いました。

それから、今回、七・八%削減ということで、これは二年間限定でございます。政権公約、私も二年前の総選挙で国家公務員の総人件費二割削減ということを訴えて、そして負託を受けたわけです。それから、この七・八%、二年間限定でございます。その後どういうふうになるのか、どのようないふうでこの二割削減というのを進めようと考えて、大目に伺いたいと思いまして、時間をお聞き申し上げます。

○川端国務大臣 国家公務員の総人件費の削減二割ということです。

具体的にどういうことでそれを達成するかといふ項目を申し上げますと、一つは給与水準の引き下げ、もう一つは退職金等の水準の見直し、それから、国の事務事業の徹底した見直しによる行政

のスリム化、これは結果として定数削減、そし

て、いわゆる地方分権推進に伴う地方移管等々、

五年度までにめどをつけることによって、平成二十

年六月三十日までに取り組んでいます。

行革の諸課題については、先般、一月三十一日

に行政改革実行本部を設置して、政府一丸となつて取り組むこととしておりまして、総人件費削減

についても、公務員の計画的な削減の推進、公務

員の人事・給与制度改革の推進など、具体的な見

通しも含めて着実に実行していくこととしている

ところでありまして、私も副本部長として取り組

んでまいりたいというふうに思っております。

○斎藤(や)委員 きのう、前原政調会長が、これだけひどい財政状況を考えれば、二年間でまたも

とに戻しますということはできるはずがない、私

もそれは国民が許さないと思ってるということ

を言つておりますが、まさにそのとおりだとい

うふうに思います。七・八%削減、二年で終わり

ということにはしないでいただきたいと思いま

す。

新党きづなは、増税の前にやるべきことがある

ということを訴えております。この総人件費二割

削減も、法案に書きましたということだけではな

くて、具体的に、いつから始めるか、それをきち

んと決めてること、国民に示しをつけること、やる

ということを決めてから、ぜひその増税をしてい

ます。それから、今回の二割削減といふふうに思

います。

だから、きょうも言いましたけれども、官民

二年前の総選挙で国家公務員の総人件費二割削減

ということを訴えて、そして負託を受けたわけ

です。

それから、今回、七・八%削減ということで、

これは二年間限定でございます。政権公約、私も

二年前の総選挙で国家公務員の総人件費二割削減

ということを訴えて、そして負託を受けたわけ

です。

○坂本委員長代理 次に、坂本哲志君。

今回の法案提出者の方にお伺いをいたしたいと

思います。

今般の法案は、自民、公明が提出した法案を基

本に修正を加えたものというふうに理解をいたし

ております。ですから、労使交渉の当事者である

政府が提出したものではなくて、これは議会の方

で給与に関する定めをしたということになります。

ですから、論理的には非常に難しいところも

あります。人事院勧告、実施されることに

なつておりますが、人事院勧告は、内閣総理大臣

あるいは国会、まあ内閣総理大臣の方に勧告をす

るわけですね。それに対して、議会がその勧告に

対して実施するというようなことを決め、さらに

は、それを含んだ上で七・八%の削減をするとい

うこと、労使交渉の経緯にとらわれずに、議会

として国家公務員の給与を引き下げるというふう

に決めたということあります。

今回、それが特殊な例なのか、それとも、今後

この国家公務員の給与の引き下げに当たつて、議

会がこういう形で、あるいは議員提案の形で給与

を引き下げるということもあり得るのかどうか、

この辺の見解についてお伺いをいたしたいと思いま

す。

新党きづなは、増税の前にやるべきことがある

ということを訴えております。この総人件費二割

削減も、法案に書きましたということだけではな

くて、具体的に、いつから始めるか、それをきち

んと決めてること、国民に示しをつけること、やる

ということを決めてから、ぜひその増税をしてい

ますけれども、いかがですか。

○平井議員 これは私、今回初めてのケースな

で、いろいろ勉強させていただきました。

人事院勧告は、内閣と国会に対して勧告をし、

通常は内閣が閣法で出していただけですが、今

回、いろいろな経緯があつて、要するに、三党合

意の中で、議員立法という形で、人事院勧告も含

む給与改定を提出するということになります。

しかし、こういうことは今後あり得ると私は

思つてますし、今回、委員にもいろいろ御協力

をいたしましたけれども、三党共同の議員立法

という形で、人事院勧告実施部分も含んだ法案を

対しても、今後国会として、議員提出としてのこ

ういった法案というのが出てくるということです

ね。

○平井議員 人事院勧告は内閣と国会に対して勧

告をする。それを受けて、議員立法が、今回我々

やるわけですから、国会の意思として、こういう

形は十分あり得ると思います。

〔逢坂委員長代理退席、野木委員長代理

着席〕

○坂本委員 当初の政府案によりますと、人事院勧告は実施しないということであります。それ

は平均七・八%の給与引き下げの中に内包される

というような論理であつたというものです。

ですから、人事院勧告の〇・二

三の引き下げ、そしてそれを含んだ上での七・

八%の、要するに政治的な判断による引き下げに

なつたんだというふうに思います。

ということは、この二年間、七・八%の給与改

定を実施した上で平均七・八%引き下げるという

ものであります。ですから、人事院勧告の〇・二

三の引き下げ、そしてそれを含んだ上の七・

八%の、要するに政治的な判断による引き下げに

なつたんだというふうに思います。

ということは、この二年間、七・八%の給与改

定を実施した上で平均七・八%引き下げるとい

うふうに理解してよろしいですか。

○福見議員 人事院勧告は国家公務員の労働基本

権の制約に対する代償措置でありますから、人事

院勧告を尊重するというのが政府の基本方針であ

るというふうに提案者としても理解をいたしてお

ります。

ただ、今のお問い合わせの平成二十四年度の人

事院勧告につきましては、出るか出ないのか、あ

るいはプラスかマイナスか、これは今は不透明で

ありますし、そういう意味では、そのときに政府

が第一義的にこれについての対応を決め、そして

その上で国会がそれに対応する

ことになろうかと思います。

○坂本委員 では、大臣の方にも重ねてお伺いし

ます。

労働基本権の制約の代償としての人事院勧告が

あるということであれば、今後も人事院の勧告に

関しては十分に法の趣旨にのつとつて尊重すると
いうことでよろしいんですね。

○川端国務大臣 人事院勧告は基本的に尊重して
しっかりとやるというのが原則でございます。その
とおりでございます。

○坂本委員 今回の人事院の勧告というのは、官
民較差の是正、それから俸給体系の改善というも
のを意図したもの、その中で〇・二三%の引き下
げというものが勧告されたんだと思います。それ
以外の引き下げ分七・八%、まあ人事院勧告も内
包された上で七・八%という、人事院勧告以外
の引き下げ分については、これは東日本大震災の
復興財源というふうに考えて、理解してよろしい
んですか。

○平井議員 削減分が直ちに東日本大震災の復興
財源に充てられるかどうかはわかりませんが、こ
の〇・二三の削減分も含めて、政府において適切
に予算が組まれるものと考えております。

○坂本委員 復興財源も含めて、復興財源のみで
はないということですね。今の経済状況あるいは
財政状況を考慮した上で七・八%の引き下げと
いうことでよろしいですか。その辺、もう一
回、きちんとした答弁をお願いします。

○稻見議員 臨時特例法案というのは復興財源に
充てる、こういう形で出されておりますし、さら
には今の大変厳しい経済状況に対応するという形
の減額であります。今回も政府の臨時特例法案を
ベースにして三党の合意の議員立法ができており
ますから、先ほど提案者、平井先生からありました
ように、〇・二三を含めて、細かい点は先ほど
申し上げたとおりであります。全体としては復
興財源に充てられる、こういうふうに我々として
も認識をいたしております。

○坂本委員 全体として復興財源に充てられる
こと、国家公務員みずからが身を切るとい
うような姿勢を示すというような意味での七・
八%というふうに理解いたしました。

であるならば、これは当然、要するに、官民較
差ということも言わわれておりますが、地方公務員

の方にも波及させるべきである、あるいは国民感
情として当然、国家公務員のみならず地方公務
員、あるいは、総理がこれは一回、予算委員会で
しっかりとやるというのが原則でございます。その
とおりでございます。

○坂本委員 に総理は答えられておりました。

しかし、当初、自民党、公明党的案には、地方

公務員の給与に関し、国家公務員に係る措置に準
じた措置を講ずるよう要請するとともに、助言そ

の他の対応をとることという条文があつたという
ふうに思います。これは、国家公務員が身を切る
のであるならば、地方公務員も当然身を切るべき
だということで、この条文が入っていたと思いま
すけれども、今回の共同提案の法案には、それが

抜けております。なぜですか。そして、それがな
ぜ抜けて、どういう理由だつたのかということを

お答えいただきたいと思います。

○平井議員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中で合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というような形にさせていただいています。

○坂本委員 これが、まさにめたといふうに思
います。それは二〇一四年の三月までという
ことです。しかし、この三月まで、期限が

切れると同時に、いわゆる消費税の第一弾であ
ります。それは二〇一四年の四月

から始まるわけであります。こういうことは、や
はり国民感情を逆なでするんではないかといふ
うに思っています。

○平井議員 この十年間、定数削減あるいは給与削減も含めて
大変な努力をしていらっしゃるということは十分
わかります。しかし、それを含んで考えても、國
民感情として、地方公務員に対するさまざまな給
与削減、これはやはりやむを得ないのではないか
というふうに思いますし、地方に行けば行くほど
官民較差というものは非常に大きくなります。しか
かも、私の選挙区でも、地方に行けば、あるいは山
間地に行けば行くほど、役場の職員の方々という
のは共稼ぎが多くなります。

そういうことあたりを考えますと、私は、条文
の中につきりした形で、附則の形ででも条文と
法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。現実問題として、もし七・
八%、国家公務員が削減されますならば、地方公
務員のラスパイレス指数はかなり上がるはずで
す。多分、一〇七・二とかあるいは一〇六・何と
かいうようなものになりはしないかというふう
に思っています。

もちろん各地方自治体で、この五年間あるいは
この十年間、定数削減あるいは給与削減も含めて
大変な努力をしていらっしゃるということは十分
わかります。しかし、それを含んで考えても、國
民感情として、地方公務員に対するさまざまな給
与削減、これはやはりやむを得ないのではないか
というふうに思いますし、地方に行けば行くほど
官民較差というものは非常に大きくなります。しか
かも、私の選挙区でも、地方に行けば、あるいは山
間地に行けば行くほど、役場の職員の方々とい
うのは共稼ぎが多くなります。

そういうことあたりを考えますと、私は、条文
の中につきりした形で、附則の形ででも条文と
法及びこの法律の趣旨を踏まえ、「地方公務員
において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 大臣にお伺いをいたします。

○川端国務大臣 政府・与党の社会保障・税一体改革におきまし
ては、今般の国家公務員の給与引き下げは身を切
る改革というふうに位置づけられております。も
もととしては、今後、その全体の人工費を下げて
いくという形を目指して努力をしていきたい、そ
のようになります。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数が九八・八、そして今回の七・八の国
家公務員の引き下げが実施、実現すれば、地方公
共團體、平均のラスパイレス指数は一〇七近くに
なるんですね。そういう事実をどのように考えて
いかないか。また一方で、地方交付税、基準財政需要
額、その人件費も含めて、地方交付税の削減とい
うのもやはり考慮すべきではないかというような
強い意見もあつたところでございます。

そういうことも考えますと、私は、この条文の
中に、地方公務員に対する努力、助言あるいは指
導、こういったものも盛り込むべきではないかと
いうふうに思っています。

ただ、私たちは、自民党的立場で答弁をさせて

いるふうに思っています。

○坂本委員 ありがとうございます。大臣にお伺いをいたしました。

○平井議員 お答えいただきたいと思います。

○坂本委員 ここが三党協議で非常にめたとい
う点は、報道されているとおりでございます。最

終的に今回、三党の中での合意を得ましたのは、附
則に、「地方公務員の給与について、地方公共團體

において自主的かつ適切に対応されるものとす
る」というようになります。

○坂本委員 まさにめたといふうに思っていま
す。これは、三党協議の中でも合意を得る過
程でいろいろあります。最終的には附則に盛り
込みました。

ただし、先ほど委員がお話しになつております
たとおり、平成二十二年四月一日時点でのラスパ
イス指数

を提出しておりますし、今回、三党でいろいろ御議論も、その前提に立つていただいているということでは、今の段階で恒常的な制度として給料を下げるということは、やはりいろいろ、憲法上の問題も含めてこれは難しかろうという判断で、臨時特例的なものとしてがぎりぎり許されるというふうに判断をいたしました。

しかし、トータルとして、公務員の給与の方を含めて、厳しい財政状況の中、また社会保障・税一体改革の中の御議論、国民感情からいうと、こういうものがどうあるべきかは、これは二十六年四月一日ですから、それまでに新たな人事院勧告も出されるでしょうし、それから、それ以降の公務員の給与はどうあるべきかが、一つは、私たちが示している国家公務員の四法案による法律的労使関係ができるのか、あるいは、法律が通らずに、引き続き人事院勧告制度のもとなんかを含めて、そのときの政治判断として、これが期限が切れるときの給料のあり方は、政府として真摯に考えなければならない課題だと思っております。

○坂本委員 私は、大臣が言わるとおりだと思いますし、政権与党といえども、やはり民主党の幹事長が、恒久的な措置とかいうようなことを軽々に発言することは不謹慎だなというふうに思っています。そのことについては、何かあるんですか。（発言する者あり）ああ、幹事長じやなです。（発言する者あり）ああ、幹事長じやない、政調会長。ですから、このことについては、今後、十分慎重に考えながら、国民の皆さんたちのお考えもやはりしっかりと受けとめていかなければいけないというふうに思います。

最後に、これも大臣にお伺いしますが、民主党政権、二〇一〇年のマニフェストでは、国家公務員の給入件費二割削減というふうにうたわれております。今回、二カ年分の復興財源としての約六千億円、これは、このマニフェストの中、国家公務員の給入件費二割削減の中には入っていないというふうに理解してよろしいんですね。消防、警察、ボランティアの人たち、それから自治体の責任者の人たち、職員、寝ないで頑張つてくれて、そういう大きな評価でしたが、残念な○川端国務大臣 マニフェストにおいては、給与

の引き下げ、退職金の見直し、行政のスリム化、あるいは地方移管等々を組み合わせてやるという意味では、今までにも国際的にも高い評価を得ているというのは、我々日本にとって大きな誇りだと思います。震災は起こっておりませんでした。その時点では、このことでお約束をいたしました。その時点では、この中であります。政府としても、この非常に厳しい財政状況、特に震災対応を含めた財源に資する

ということです。震災は起こっておりませんでした。そういう意味で、今回は、各党の法案の御審議中であります。政府としても、この非常に厳しい財政状況、特に震災対応を含めた財源に資する

中であります。震災は起こっておりませんでした。その中で、例え自衛隊の方々は、十万人以上に踏み込んでいただけのことは、人件費の一割削減という目標の達成に向けた取り組みの一環にはなるというふうに理解をしております。いたしまして、質問を終わります。

○原口委員長 次に、今津寛君。
○今津委員 自由民主党の今津寛であります。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。震災は本当に経験でした。黄川田先生をはじめ、直接家族が被害に遭われた方のお気持ちなどは、私なんぞがとても想像できるものではないと思いますが、しかし、それを乗り越えて、しっかりと復興をし日本国を再建させる、今、一丸と国民がその大きな問題に取り組んでいるところ

そこで、きょうは各党の方々に、災害を含む自衛隊の方々の日々の活躍についてどういうふうに評価をされるのか、民主党、自民党、公明党、この順番で御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○稻見議員 国の防衛、安全保障あるいは国際貢献、そして今御指摘のありました、とりわけ昨年は東日本大震災や東電の福島第一原発事故、まささまざまな災害におきまして救援、復旧に大変な御尽力をいたしております、こういうふうに認識をいたしております。

三月の十八日から約二ヶ月、十万人の体制での作業に当たられました。特に、私も、原発七キロ圏内で、浪江町で遺体搜索のお礼と激励に参りました。國民から高い評価を受けています。いうふうに私も考えております。

○石田(眞)議員 今津先生にお答えをさせていただきたく思います。このたびの東日本大震災あるいは福島原発にかかるて、自衛隊が本当に活動された、そのことについての評価は、今、先生から御紹介があつたように、国民的にも高い評価をいたしていると

ことに、では政府はどれぐらい頑張ったのか、この認識は、たしか私の記憶では六%ぐらいだつたと思うんですね。では国会議員はどうだつたのかというと、それはもつと低くて、三%ぐらいたいことは多々私たちもあるのですけれども、謙虚にその声を聞かなければならぬというふうに思います。

Oとかで今までにも国際的にも高い評価を得ているというのは、我々日本にとって大きな誇りだと思います。

実は、和歌山県にとりましても、昨年は、東日本大震災の後、九月に台風十二号、紀伊半島は大変な被害を受けたわけでありますけれども、そのときにも本当に誠心誠意御活動いたきましたし、また、それ以前に、実は鳥インフルエンザ

ございました、毎年二桁以上の伸び率。しかも、

中国が発表する数字というのは恐らく事実ではなくて、実際は倍以上の国防費。今、ワリヤーグというような空母を改造して竣工させようとしておりまますし、また、国産でもつくっている。ステルス性の戦闘機も装備している。

そういう、接近拒否戦略というんでしようか、尖閣諸島も核心的利益だなんて言われてしまつて、我々の領土をそのように自分たちのものだと言い張るような、こういう非常に強硬な、しかし許せない姿勢の中で、これから米軍の国防費を削減していく。我が国の安全というものに対しても、それについて副大臣の所感をいただきたいと思います。

日米同盟が基軸ですから、その片方が削減せざるを得ない、したがつて、沖縄の嘉手納以南の早期返還なども今現実に出てきているんでそれでも、それについて副大臣の所感をいただきたいと思います。

○渡辺副大臣 今、アメリカの新国防戦略が発表され、四千八百五十億ドルの大額な国防予算の削減が発表されまして、日米で新たな協議に入つているところでございます。

これはもう副長官を経験された今津先生も御承知のとおり、我が国の防衛予算というのは、対GDP比でいきますと〇・八五%、世界第百四十八位ではないかと識者の方の御指摘がござります。

この防衛予算は、その中でも人件費、糧食費といふものが半分を占めておりまして、本当に我が国の周辺国とのさまざまな懸念されるべき状況について対応できるのか。非常に予算の面でも今後拡充をしていくお話をだと思いますし、また、アメリカが新たな戦略の中で日本をどのような形でパートナーナーとして位置づけていくのかという中で、いろいろな役割の変化は起こり得るだろうと思います。

そんな中で、やはり日米同盟を基軸にしながら、この抑止力、そして、周辺国で何らかの我々の国に対して懸念されるべき事態が起きたときには、ここで機動展開できるようなアメリカのまことに存在、プレゼンスと、我が国がどのように協力

できるか。私は、この厳しい財政局面では、双方の国がありますけれども、その中で、やはり統合運用という形で、我が国防衛のために、あるいは運用という形で、我が国防衛のために、あるいは西太平洋の安定のために、アジアの安定のために何ができるかということを、ぜひ先生からいろいろ御助言をいただきながら、これは確立をしていかなければいけない、そんな思いでございます。

○今津委員 そういうことを考えてみたときに、やはり日本の自衛隊の待遇の問題、これは非常に大切な問題だというふうに思います。士氣にも影響します。

そこで、今回、復興のための財源としての給与

いうのは防衛省の方から、自分たちの方から、やはり我々はこう思うんだ、今回、自衛隊の人たちには余りにも苦労をかけている、除染作業までやつてもらつて、自衛隊の人の給与の削減については今は外してほんとうに大変御労苦をいただいて一定の結論が出てきているわけであります、本来、そういう声と

の削減、これは自衛隊の人たちはやはり外すべきではないか、こういうことをお座りの実務者の方々に大変御労苦をいただいて一定の結論が出てきているわけですが、本来、そういう声と

いうのは防衛省の方から、自分たちの方から、やはり我々はこう思うんだ、今回、自衛隊の人たちには余りにも苦労をかけている、除染作業までやつてもらつて、自衛隊の人の給与の削減については今は外してほんとうに大変御労苦をいただいて一定の結論が出てきているわけですが、本来、そういう声と

の削減、これは自衛隊の人たちはやはり外すべきではないか、こういうことをお座りの実務者の方々に大変御労苦をいただいて一定の結論が出てきているわけですが、本来、そういう声と

の削減、これは自衛隊の人たちはやはり外すべきではないか、こういうことをお座りの実務者の方々に大変御労苦をいただいて一定の結論が出てきているわけですが、本来、そういう声と

うことについては、前任の方々がこの法案作成に当たつては意見を加味していただいているとは存じますけれども、特段の配慮ということを、先生からの指摘でもございます、また、民主党からもけさの防衛部門会議から要請をいただいておりましたので、これについては、やはりいろいろな意見は防衛省内にあると思うのですが、そこはぜひひとつ、何とか労苦に応えられるような形で、この法案の行く末を見守りながら考えてまいりたい、そんな思いでございます。

○今津委員 防衛省の方から声が出るべきだったと私は思うんですね。民主党さんからも、きょうの朝、御意見があつたと言いますが、そもそもこのことについては、実務者の会議の中で自由民主党の方から問題提起をさせていただいて、今日まだきたいと思います。

○今津委員 防衛省の方から声が出るべきだったと私は思うんですね。民主党さんからも、きょうの朝、御意見があつたと言いますが、そもそもこのことについては、実務者の会議の中で自由民主党の方から問題提起をさせていただいて、今日まだきたいと思います。

○今津委員 その問題提起をした自民党の中のどちらでも結構なんですが、なぜ自民党の方から自衛隊の方々は特定の猶予をするべきだということを提案されたか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○石田(眞)議員 今回の震災に当たつては、先ほど副大臣から御答弁がありましたように、警察、消防、あるいは海保、それから一般の職員さんも、被災地に赴いて本当に精力的に御尽力いただいた。そのことは論をまたないわけでありますけれども、とりわけ自衛隊の活動というのは先ほど

の国民の評価にもつながつております。

また、実際、自衛隊二十五万足らずの人員の中で、十万人を超えて現地に派遣、それも数カ月、あるいは最大半年ありましたけれども、数カ月にわたつて派遣をされたということでありまして、これは、現地に派遣された自衛隊員の方だけではなしに、やはり後方支援、今回のこの問題に自衛隊全体として取り組んでいただいた。そして、それは一方で、防衛という本来業務、これは大変な業務でございます。新聞報道なんかでも、この間のスクランブルが多くなったとか、そういうこと

も報道されておりました。こういうことも勘案をいたしますと、やはり自衛隊の皆さんに対しても何らかの特別措置をするべきではないか、そしてまた、それが国民の皆さんのお気持ちに沿うものではないかということで、我々として実務者会議で強く主張させていただいだということです。

○今津委員 自民党 公明党さんを中心提案をされた、民主党さんの理解をいただきながら、苦労の末まとめていただき、こういうふうに理解をします。本当に御苦労までございました。民主党の方にお聞きをしたいというふうに思うのですが、「自衛官等に対する給与減額支給措置を適用しない期間を政令で定める」、これでこう書かれているわけです。これは、三党の政調会長の「国家公務員給与等の取扱いについて」、こういうことでの確認をされているわけであります。

○今津委員 確認をさせていただきたいと思うのですが、私は思うんです。民主党さんからも、きょうの朝、御意見があつたと言いますが、そもそもこのことについては、実務者の会議の中で自由民主党の方から問題提起をさせていただいて、今日まだきたいと思います。

○今津委員 その問題提起をした自民党の中のどちらでも結構なんですが、なぜ自民党の方から自衛隊の方々は特定の猶予をするべきだということを提案されたか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○石田(眞)議員 今回の震災に当たつては、先ほど副大臣から御答弁がありましたように、警察、消防、あるいは海保、それから一般の職員さんも、被災地に赴いて本当に精力的に御尽力いただいた。そのことは論をまたないわけでありますけれども、とりわけ自衛隊の活動というのは先ほど

の国民の評価にもつながつております。

また、実際、自衛隊二十五万足らずの人員の中で、十万人を超えて現地に派遣、それも数カ月、あるいは最大半年ありましたけれども、数カ月にわたつて派遣をされたということでありまして、これは、現地に派遣された自衛隊員の方だけではなしに、やはり後方支援、今回のこの問題に自衛隊全体として取り組んでいただいた。そして、それは一方で、防衛という本来業務、これは大変な業務でございます。新聞報道なんかでも、この間

のスクランブルが多くなったとか、そういうこと

時、緊急時の給与改定について、国のルールを今後しっかりと検討していくべきではないか、こう思いますが、最後に大臣の御所見を賜りたいと思います。

○川端国務大臣 今日は極めて異例の臨時特例であることはそうありますし、平時でないという

ときに、御指摘のようにいろいろな課題が出てきているということは、問題意識としては私たちも多く共有するところでありますし、真摯に対応してまいりたいと思いますが、現行の人事院勧告制度と、いうことで給与を改定するという制度のもとでは、臨時に、非常時に柔軟に対応するというとの仕組みになつていなければ事実であります。そういう意味で、そういうときのルールを今までつております。

そんなことも含めて、国家公務員の制度改革関連法案を出しておられます。この考え方は、そういうことを含めて、自律的労使関係で物事を決めるというときには、こういう臨時的な、緊急的なものにも柔軟に対応し得る制度であるはずだといふうに思つておりますが、いざれにいたしましても、国会の議論の場も通じて、今回いろいろな問題点の御指摘もありました。我々としては、それを真摯に受けとめる中で、これから検討し、進めてまいりたいと思つております。

○西委員 今、大臣の御答弁がありました。今回の臨時特例法案、いわゆる閣法として出された法案はそれの先取りという意識もあつての決断であつたろうと思いますが、まさしくこの決断そのものがきちっとしたルールにのつとつていな。一部の組合であるし、その率というものが、本当にどういう形で臨時特例的な削減をするのかということは、非常に中途半端な段階での決断になつてしまつたのではないかというふうに思います。

この点についても、もちろん内閣委員会における国家公務員法の審議も当然のことではございませんけれども、きちっとしたこういう緊急事態にお

ける給与の決定方法については、政府も十分議論をいただいたいと思いますし、私どもも国会の中で十分な議論が必要ではないか、こう申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○原口委員長 ありがとうございました。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也君。

民主党 自民党 公明党提出の国家公務員給与特例法案について質問をいたします。

最初に、法案の提出者にお尋ねいたします。

法案の提出者は、今回この法案を出すに当たりまして、国家公務員労働者を代表する労働組合に

対し、この法案についての説明、交渉、合意、このようなことを行われたんでしょうか。

○稻見議員 お答えいたします。

議員立法であるこの法案にかかわりまして、職員団体から意見聴取をしたことはございません。

六月三日の閣議決定に至る過程では、政府と当該の労働組合で真摯な協議、交渉が行われて、そ

して、当初は一〇%という削減提案をございま

たが、若年層については、それは生活の中できつ

過ぎるということで五%ということになり、一〇%との間の中間にあっては八%というこ

で、全体として削減率が七・八%になつた。こう

いう経過を含めましても、その内容については十分な議論の経過を持っており、こういうふうに考

えております。

○塩川委員 法案提出者として、労働組合と交渉

どころか意見聴取もしていないということであり

ます。

政府提出法案を踏まえてという話があります

が、使用者たる政府として労使交渉を行うという

ことはあるわけですけれども、それと離れた国会

議員の側がこのような法案を出すことについての

憲法上の疑義があるということは言わざるを得ま

せん。

そういう点でも、少なくとも、最終的に決めるという国会の場において労働組合の意見を聞くと、これは最低限の責務であるはずであります。す。

昨年の人事院の報告は、政府提出法案、閣法に

ついて、その提出の過程で職員団体と交渉をしたが、合意に至つたのは一部の職員団体でしかなく、多数の職員から理解と納得を得るための手続はとられていないと述べ、「労働基本権協約の代替措置が本来の機能を果たしていないこととなるいか、強い懸念を持つていて」、「国会におかれでは、上記の点を含め、審議を尽くしていただきたい」としております。

自律的な労使関係制度の先取りなどといった労使交渉を行つたとされる閣法でさえ、合意したのは一部の労働組合であり、このことについて人事院としても問題点を指摘せざるを得なかつた。ま

してや今回出されたのは議員立法であつて、法案提出者は一度も労働組合の意見さえ聞いていない。法案を審議するのであれば、この法案に対する労働組合の意見を聞くのは最低限の責務ではありませんか。

法案提出者としてどのように考えるのかをお聞かせください。

○稻見議員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、これは閣法が出ておりまして、その後、九月の三十日に人事院勧告が提出された、そして自公の法案が議員立法として提出をされた。こういう中で、何としても復興財源を確保するために早期に法案成立をさせた

い、こういう中で三党協議を行つてきた経過を持っています。したがつて、七・八%の削減につきましては、政府案を踏襲して、その内容につ

いては憲法違反の疑いなし、こういう内閣法制局の立場を踏まえて提出をされている、こういうふ

うなことであります。

塩川委員の御主張につきましては、本日の理事

会でもございました。それに対しては、筆頭問で

議をして、配付資料という形で、当該の労働組

合の見解、御意見についてもこの委員会の場でそれをお示しいただく、こういう形で対応をしてきた、こういうことについて御理解をお願いいたしたいと思います。

○塩川委員 今、稻見法案提出者からありました

ように、国公労連の「党和党略の談合は憲法を二重三重に蹂躪する暴挙『質下げ法案』等に関わる『三党合意』は認められない」という談話や、消費

税増税のための公務員賃金引き下げ協議に関しての全労連の意見を資料として配付いたしました。

こういう中身についてきちんと答えることこそ

国会がやるべき仕事ではないのか、法案提出者がやるべき仕事ではないのか、このことを強く言わざるを得ません。早期に法案を成立させたいなど

といつても、なぜ国会の場で審議をしない、そういう理由にはならないということを言わざるを得ません。

表明の場を設けるなり、この法案の審議の過程を通じて、少なくとも不利益をこうむる国家公務員、労働組合の意見を聞く、これは最低限の責務

じやないのか。この点を聞いているんですけれども、改めてお答えください。

○稻見議員 お答えいたします。

塩川委員の御指摘をいたぎまして、文書による意見聴取といいますか、見解を、この委員会の

中で皆さんにお示しをする、こういう形にいたしました。

一方で、交渉で労使合意をいたしました連合、公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

公務労協についても、私の方から連絡をいたしましたけれども、それは労使合意に従つての閣

法、そしてそれを踏襲した議員立法とということであります。

については四月の一日からです。法案上は、三月に入つて通したとしても、仮に通したとしても、これは予定どおりできるという仕組みになつてゐるわけですから。二月末日、三月一日までにと言わるのは、その点でも、まともな審議をしたくない、こういう問題に答えたくないという態度のあらわれでしかない、このことを強く言わざるを得ません。

不利益をこうむる国家公務員の労働者の意見さて不利益となる引き下げを行うことは憲法違反で聞かず、賃下げを短時間で審議、採決することとは許されないと強く申し上げる。

そもそも、マイナス人効を超越して労働者にとつて不利益となる引き下げを行うことは憲法違反であり、今年度分の人効を実施したとしても、二〇一四年三月までの七・八%引き下げを決めることは、複数年度にわたつて人効を尊重しないこととも意味するものであります。労働基本権制約の代償措置としての人効制度に基づかない賃金決定は違憲行為であり、民自公の三党の議員立法という形で行つることも前例のない異常なやり方だと言わざるを得ません。

労働基本権の回復もなしに一方的に賃下げを行うことは憲法違反だ、このことを強く申し上げておくものであります。

次に、提出者は、法案提出の理由の一つとして、東日本大震災に対処する必要から国家公務員

の人事費削減が必要だと言います。

多くの国家公務員が東日本大震災原発事故において献身的な活動を行いました。その中に自衛隊も含まれております。現状では、自衛隊の派遣命令は解除をされ、被災地から撤収をしておりました。ライフルの回復、確保そのための道路や港湾や空港の復旧のために二十四時間体制で取り組んできました。そういう直後から被災者支援、復旧復興業務に従事をしてまいりました。このことにかかわつた。一方で、防衛業務といふ本来業務を抱えながら、これを長い期間にわたつて取り組んでいたいたいということは、やはり大変なことであつたということで、私は、国民的な評価も高い、そういう意味で申し上げて、これに對して対応する措置を行つということについて

は、国民的理解をいただけるものということで、仕事をしたかという話は把握をしていないといふ

のが防衛省の答えであります。

同様に、もちろん、後方支援の活動もありますが、防衛省の答えであります。

止する観点からも一層の重要性が増してきている。

現在でも多数の職員が被災地において全国から派遣、移動などによつて奮闘しております。派遣されるもとの方は、全体の定員が削減をされないで、人員不足の中で、あいた穴を埋めた懸命の仕事をしておられます。

法案提出者にお尋ねしますけれども、国家公務員全体が東日本大震災において被災者支援、復旧復興業務に貢献をしてきたのではありませんか。

その点についての認識をお尋ねします。

○石田(眞)議員 塩川委員にお答えをさせていただきます。

先ほど今津委員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、本当に、今回の東日本大震災の復旧に当たりましては、自衛隊のみならず、國家公務員では海上保安庁あるいは各省の職員、皆さんが献身的に御尽力をいたしました。また、各地方から警察あるいは消防初め、さまざまな方が献身的に御活動いたしました、そのことは我々も十分認識いたしております、論をまたないところでございます。

ただ、自衛隊については、先ほども申し上げましたように、やはり二十五万人足らずの全職員の中で十万人を超える、これは現地に十万人、といふことは、後方支援等を含めれば、自衛隊全体で

かかわつていただいたというのは、私たちは、自衛隊の方が、一方の本来業務をおきながら、大変な状況の中で対処していただいた、そのように考

えておられます。法案提出者にお尋ねしますが、被災者である国家公務員は、この復興に当たつての賃下げ、対象外になるんでしょうか。

○稻見議員 お答えいたします。

東日本大震災の被災者ということでいいますと、これは国家公務員、地方公務員、あるいは民間の方、それを区別することなく、さまざまな支援策を今とつてているところでございます。そういう意味では、全国の国家公務員に対して、震災復興あるいは今の大変厳しい財政事情のもとで身を切る減額ということをこの法案では求めているわけですが、その中では東北の被災者も別扱いをすることはない、こういうふうに考えております。

○塩川委員 被災者である国家公務員にも賃下げを押しつける。そもそも被災地の復興というの

は、被災者の生活再建なしにはあり得ないんです。

よ。その被災者の足を引っ張るようなことをやつてしまひませんか。被災者もある國公労働者にも賃下げを押しつけるのでは、復興に逆行するものだと言わざるを得ません。

そもそも国家公務員の給与は、民間賃金のこの間の大幅な減少も反映して、一九九九年をピークにその後減少し転じて、以降連続的に減少してお

ります。

人事院總裁にお尋ねをいたします。

かから無駄や浪費じゃないんです。無駄や浪費じゃないんですよ。削るんだつたら、無駄や浪費を削れと。それこそハツ場ダムのように、一度は民主化がやめると言つたのを復活するような、こういふ無駄遣いこそやめるべきだし、原発政策の転換を行つてあるというのならば、さらにブリトニウムに進むような、核燃料サイクルに進むような、そういう予算について削つて被災地の復興のため充てる、こういうことこそ行うべきであつて、賃下げを行うのは間違いだ、このことを強く申し上げておくものであります。

○塩川委員 自衛隊の十万人は、派遣命令が出されている数であります。ですから、実際に何人がいたかといふ

けれども、そもそも人件費という話もあります

被災地であります東北地方のほとんどは、地域手当の非支給地となつております。その国家公務員、人事院の報告にもありますようなモデル

例、係長で四十歳、配偶者子供一人、こういつた場合に、この十二年間で賃金はどれだけの割合減少しているんでしょうか。

○江利川政府特別補佐人 平成十一年から給与が減つてきておりますので、その前の平成十年と平成二十二年の給与を比較します。

四十歳の国家公務員のモデル例で比較しまして、地方機関、地域手当の非支給地勤務の係長で計算しますと、約一九・〇%減少しております。

○塩川委員 つまり、この十二年間でもう一九%引き下げられているんですよ。実際は二割の人件費削減なんですよ。その上に賃下げをやるんですよ」ということなんですよ。

実際、この間の民間賃金が下がったというのは、この間の派遣法の改悪とか有期雇用の規制緩和のような労働法制の規制緩和のもとで雇用破壊が進んだ結果です。そのため、非正規が増大するだけではなくて、民間の正規雇用の社員の給与も下がっているんですよ。二十代、三十代、四十年代の民間の正規雇用の賃金は下がっているんですよ、この十年で。だから、公務員たって下がるんです、民間準拠で。ですから、民間が下がることが民間に下がるということにもなりかねない。このことは後で質問をしますけれども。

そもそも、被災地において、公務員の皆さんはこの十二年間で二割の賃下げであります。この間、給与構造改革のようなことも行われて、地域手当が導入されたことによつて特に地方の方は、賃下げが行われたというのがこのことを生んでいるわけであります。これまでも二割も下がられて、さらに七・八%の引き下げでは、被災者でもある国家公務員の暮らしが成り立たない。

私がお尋ねしたいのは、こういった被災者となつておられる国家公務員の労働者に対し賃下げを押しつけるようなことを行えば、被災者の生活再建

支援に逆行するのではないか、この点についてお答えいただけますか。

○福見議員 お答えいたします。

私も、党の震災対策本部の一員として、被災地にあるいは被災者に寄り添つてまいりました。そういう意味では、役所機能の喪失の中で自治体職員も非常に苦労しておられる。そして復旧復興については、東北の出先機関の国家公務員の皆さん

が大変御苦労をし、御尽力されている、奮闘され

ているということを目の当たりに見ております。

さらに、農漁業ということでいいますと、土地を失つたというような方がたくさんいらっしゃる、こういうふうな状況でございます。

失い、あるいは漁場を失い、そして毎日の仕事を失つたというような方がたくさんいらっしゃる、こういうふうな状況でございます。

そういう中で、復旧復興に御尽力をいたいでいる国家公務員の皆さん、被災者の皆さんに七・八%、大変苦しい選択でございますが、閣法を踏襲して、ここは、公務員の身を切る努力ということに対する国民の皆さん非常に大きな声もある

わけですから、このことに応えていくべきだ、こ

ういうふうに考えております。

○塩川委員 被災地の公務員の状況について何らの配慮もないということあります。

こういった賃下げを行うべきではない。今やるべきなのは、復旧復興業務のもとで非常にふえています、民間準拠で。ですから、民間が下がることによっては下がるということになります。このこ

とは後で質問をしますけれども。

そもそも、被災地において、公務員の皆さんはこの十二年間で二割の賃下げであります。このこ

とは後で質問をしますけれども。

実際、この間の民間賃金が下がったというの

は、この間の派遣法の改悪とか有期雇用の規制緩和のような労働法制の規制緩和のもとで雇用破壊が進んだ結果です。そのため、非正規が増大するだけではなくて、民間の正規雇用の社員の給与も下がっているんですよ。二十代、三十代、四十年代の民間の正規雇用の賃金は下がっているんですよ、この十年で。だから、公務員たって下がるんです、民間準拠で。ですから、民間が下がることによっては下がるということになります。このことは後で質問をしますけれども。

そもそも、被災地において、公務員の皆さんはこの十二年間で二割の賃下げであります。このこ

とは後で質問をしますけれども。

次に、今回の法案では、課長級以上の職員の賃下げは一〇%ということあります。

江利川人事院総裁にお尋ねします。

江利川総裁が新聞のインタビューにおきまして、こういう一〇%のカットは懲戒処分の水準

で、このように述べているわけですねども、これはどのような意味なんでしょうか。

○江利川政府特別補佐人 新聞のインタビューは産経新聞と毎日新聞とあつたわけがありますが、震災対策のための削減の幅についての質問については人事院としては答える立場にはないというこ

とを再三申し上げたわけであります。その一連の取材が終わりました後に、でも一〇%つて厳しいですよねという記者の話に、一〇%つて、よく聞くのは懲戒処分ですよねというような話を答えたんですか、それがあのような記事になつたわけ

ありますし、必ずしも積極的にどうこう答えたと

いう意味ではないんです。

ただ、事実として、懲戒処分で多いのは一〇%

でありまして、かつ、その处分期間も二ヵ月ないし三ヵ月ぐらいがせいぜいでございますので、それは、事実として、そういうことはござります。

○塩川委員 総裁のお話にありますように、一〇%というものは懲戒処分の水準、それも実際に二ヵ月、三ヵ月ということで、今回の場合は、二ヵ月、三ヵ月どころか、二年間なんですよ。

懲戒処分相当の賃下げを二年間も継続する、こ

ういうあり方では、やる気が失われる。何ら処分

が決まっていて、残業超勤はどんどんふえ

る、結果としてサービス残業の問題ですよ。全体の手当の額

が決まっていて、残業超勤はどんどんふえ

る、結果としてサービス残業が蔓延するような状況こそ一掃すべきじやありませんか。

また、実際これから復旧復興業務が進む中で、

事業が拡大する中で何が足りないかといえば人手

が決まっていて、残業超勤はどんどんふえ

る、こういうことの趣旨で設けられた規定と承知理由は何でしょうか。

○金子政府参考人 お答えいたします。

ただいまの労働基準法第九十九条についてのお尋ねでございますが、これは民間の労働者の方に適用される法律でございます。その趣旨は、減給の制裁を一定の限度に制限しないと、賃金をより超えてはならない、つまり、減給という制裁を行

う場合には十分の一を超えてはなりませんよ、そ

ういうことを掲げているわけですねども、その理由は何でしょうか。

厚生労働省にお尋ねをいたします。

労働基準法の九十九条では、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一賃金支払い期における賃金の総額の十分の一を

超えてはならない、つまり、減給という制裁を行

う場合には十分の一を超えてはなりませんよ、そ

ういうことを掲げているわけですねども、その理由は何でしょうか。

○塩川委員 お答えいたします。

ただいまの労働基準法第九十九条についてのお尋ねでございますが、これは民間の労働者の方に適用される法律でございます。その趣旨は、減給の制裁を一定の限度に制限しないと、賃金をより超えてはならない、つまり、減給という制裁を行

う場合には十分の一を超えてはなりませんよ、そ

ういうことを掲げているわけですねども、その理由は何でしょうか。

○金子政府参考人 お答えいたします。

ただいまの労働基準法第九十九条についてのお尋ねでございますが、これは民間の労働者の方に適用される法律でございます。その趣旨は、減給の制裁を一定の限度に制限しないと、賃金をより超えてはならない、つまり、減給という制裁を行

う場合には十分の一を超えてはなりませんよ、そ

ういうことを掲げているわけですねども、その理由は何でしょうか。

○江利川政府特別補佐人 例えますと、減給十

二ヵ月、一〇%カットしたケースでございますが、飲酒後、部下に対してタクシー車内でセクハラ行為をしたというようなケースでございます。

法案提出者にお尋ねしますが、今回の公務員質

案提出者の皆さんには、こういうセクハラ行為を全部の国家公務員がやっているんだと、同じよう

な措置を、賃下げという形で、一〇%という形で、やつていてると言われても仕方がないという形であります。これでは士気が低下するのは当然

対しての賃下げでしょう。

下げでは、懲戒処分の制裁でもないのに十分の一に匹敵する賃下げを行い、中には十分の一を超える職員さえいるわけですから、これでは生活が成り立たないんじやありませんか。この点をお聞きしたい。

○稻見議員 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、大変厳しい削減の法案であることは事実であります。

ただ、第三次補正で十六兆円余りの財源が復興財源として被災地に届いております。そのうち、全体として国民に負担をしていただく分もありますが、政府としては、七兆円分、何とか努力の中で生み出していきたいというのが今後の課題になつております。

そして、この削減によつて得られる財源というのは年間で二千九百億円、二年間で五千八百億円という非常に大きなボリュームであります。そのことを全体として辛抱しながら、復興に向けて被災地を励ましていこうというのがこの法案の趣旨である、このことを政府としても、全ての公務員の皆さんにしつかり説明をしていただきたい、そして協力をいただくというのが政府の役割であり、我々の役割でもある、こういうふうに思つております。

○塩川委員 労働者の生計費である賃金は、無駄や浪費ではありません。削減する対象ではありません。削るべきところはある、このことを申し上げたところであります。

こういった大幅な賃下げを許すことは認められないということは強く申し上げ、最後に、この国家公務員の賃金は、多くの労働者の賃金に影響を与えるわけであります。人事院総裁にお尋ねしますが、この人勧の波及というのはどのくらいの人々に及ぶんでしょうか。その人數と、それぞれの内訳もお示しください。

○江利川政府特別補佐人 人事院勧告の直接の対象者、一般職の国家公務員は一十七万人でござりますけれども、特別職も含めまして国家公務員六十万人。さらには、地方公務員にも影響します、

二百八十八万人。公務関係で、合わせまして三百四十万人の影響があります。また、独立行政法人、国立大学法人等に約八十万人ぐらいあります。

この人たちにも影響が及んでおります。そのほ

か、民間でありますとも、公務員準拠で給与を決

めているところがございます。学校であるとか病院であるとか、そういうところを合わせますと百六十万人ぐらいございまして、合計しまして、五百八十八万人ぐらいの影響があるわけでございま

す。

○塩川委員 六百万人の労働者に影響を及ぼすと

いうことでは、地方に影響も及び、民間にも影響が及ぶ、そのことを言わざるを得ない。

最後に、提出者と大臣にお尋ねします。こう

いつた国家公務員の賃下げというのは、民間の職場での賃下げに格好の口実を与えるだけだ、国民

全体の所得減少の悪循環を招き、内需を冷え込ま

せ、経済財政の悪化をもたらすものじゃないの

か、このことをお答えいただきたい。

○平井議員 確かに、今回、国家公務員の給与を

引き下げるのではありますが、先ほどもお話をあ

りましたとおり、東日本大震災に多額の予算を組み、それを執行していくことがありますので、こういう緊急事態への対応のこととあります。

我が国の大震災の際に、東日本大震災

から、影響はないと私は考えております。

○川端国務大臣 国家公務員の給与削減措置は、

我が国の厳しい財政状況、とりわけ東日本大震災の復興財源に資するということで実施いたしました。

そういう意味では、国家公務員の給与の引き下

げ分については、国庫から復興のための歳出が行

われるということありますので、その部分にお

いては経渓に上向きに復興財源としての支出に資するものでありますので、トータルとして、マク

ロ的に経済にどういう影響を与えるかは注視をし

ていかなければなりませんが、大きな意味では、全体的な影響は少ないものと思つております。

○塩川委員 労働者の賃下げがこの間続いてい

ます、その賃下げの悪循環をさらに加速するものが

結果として内需を冷え込ませ、日本経済を停滞、後退させるということについての認識は全くない

会長は昨日、財政状況を考えれば二年間でもとにかく

いう点は極めて重大だ、このことを言い、消費税増税を押しつける、その地ならしとしての賃下げは容認できない、撤回すべきだと申し上げて、質問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

二十分しかありませんので、前置きは全て省かせていただいて、今回の法案は消費税増税とは

シクしていいと言つていますけれども、テレビでは、民主党の要職にある方が、身を切る改革

だ、こういうふうに言つておられる。無関係とい

うのは、私は強弁ではないかというふうに思いま

す。そして、そうあるべきでもないというふうに

思います。

国民に負担をお願いする消費税増税は恒久措置

で、国家公務員給与削減は二年間限定、これでは

国民の理解は得られないというふうに思います

が、今回の措置をなぜ恒久的な措置として提案を

しなかつたのか、総務大臣にまず御見解をお伺い

したいと思います。

政府における特例法におきましては、まさに先

で、こういう緊急事態への対応のこととあります

から、影響はない私と考えております。

○川端国務大臣 確かに、今回、国家公務員の給与を

ますけれども、しかし、政府に責任を負わない政調会長が国会の外で発言して、踏み込んだ給与削減をやるかのようなりをするのは、私はやり方として極めておかしいやり方だというふうに思

ます。

しかも、政府と与党は一体だとずっと言つてき

たではありませんか。ということは、給与削減は

二〇一四年度以降も続くということは、これは総務大臣も同じように考えていらっしゃるというこ

とでよろしいですか。お伺いいたします。

これは私たちから言わせれば当然のことであり

ますけれども、しかし、政府に責任を負わない政

調会長が国会の外で発言して、踏み込んだ給与削

減をやるかのようなりをするのは、私はやり方

として極めておかしいやり方だというふうに思

ます。

しかも、政府と与党は一体だとずっと言つてき

たではありませんか。ということは、給与削減は

二〇一四年度以降も続くということは、これは総務

大臣も同じように考えていらっしゃるということ

でよろしいですか。お伺いいたします。

○川端国務大臣 先ほども同じようなことを答弁

させていただきましたが、具体的に前原政調会長

がどういう趣旨でどういう中身をおつしやつたの

か、申しわけないですが、詳細には承知しております。

一

○柿澤委員 しかし一方、先ほど来の質疑でも取

り上げられていますけれども、民主党の前原政調会長は昨日、財政状況を考えれば二年間でもとにかく

いう点は極めて重大だ、このことを言い、消費

税増税を押しつける、その地ならしとしての賃下

げは容認できない、撤回すべきだと申し上げて、

質問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございま

す。

二十分しかありませんので、前置きは全て省か

せていただいて、今回の法案は消費税増税とは

シクしていいと言つていますけれども、テレビ

では、民主党の要職にある方が、身を切る改革

だ、このふうに言つておられる。無関係とい

うのは、私は強弁ではないかというふうに思いま

す。そして、そうあるべきでもないというふうに

思います。

国民に負担をお願いする消費税増税は恒久措置

で、国家公務員給与削減は二年間限定、これでは

国民の理解は得られないというふうに思います

が、今回の措置をなぜ恒久的な措置として提案を

しなかつたのか、総務大臣にまず御見解をお伺い

したいと思います。

政府における特例法におきましては、まさに先

で、こういう緊急事態への対応のこととあります

から、影響はない私と考えております。

○川端国務大臣 確かに、今回、国家公務員の給与を

引き下げるのではあります

が、先ほどもお話をあ

りましたとおり、東日本大震災に多額の予算を組み、それを執行していくことがありますので、こういう緊急事態への対応のこととあります。

我が国の大震災の際に、東日本大震災

から、影響はないと私は考えております。

○川端国務大臣 確かに、国家公務員の給与を

引き下げるのではあります

が、先ほどもお話をあ

りましたとおり、東日本大震災に多額の予算を組み、それを執行していくことがありますので、こういう緊急事態への対応のこととあります。

一

○柿澤委員 しかし一方、先ほど来の質疑でも取

り上げられていますけれども、民主党の前原政調会長は昨日、財政状況を考えれば二年間でもとにかく

いう点は極めて重大だ、このことを言い、消費

税増税を押しつける、その地ならしとしての賃下

げは容認できない、撤回すべきだと申し上げて、

質問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございま

す。

二十分しかありませんので、前置きは全て省か

せていただいて、今回の法案は消費税増税とは

シクしていいと言つていますけれども、テレビ

では、民主党の要職にある方が、身を切る改革

だ、このふうに言つておられる。無関係とい

うのは、私は強弁ではないかというふうに思いま

す。そして、そうあるべきでもないというふうに

思います。

国民に負担をお願いする消費税増税は恒久措置

で、国家公務員給与削減は二年間限定、これでは

国民の理解は得られないというふうに思います

が、今回の措置をなぜ恒久的な措置として提案を

しなかつたのか、総務大臣にまず御見解をお伺い

したいと思います。

政府における特例法におきましては、まさに先

で、こういう緊急事態への対応のこととあります

総務省の立場でございます。

○柿澤委員 今政府が提出している国家公務員制度改革に関する法案は、そもそも与野党合意のもとで成立をした公務員制度改革基本法の趣旨に全くのつとつてない。こういうものを出していい。このことについては、きょうは時間もないの

で踏み込みませんけれども、こうした姿勢で、本当に今の川端総務大臣のおつしやるような方向性が見出していくのかということは極めて疑問だといふふうに思います。

それを脇に置いても、今申し上げたように、政府・与党は一体だというふうにおつしやられているわけですから、法案審議直前の二十二日というこの段階で、いいですか、詳細に知らないと言うからもう一度繰り返しますけれども、財政状況を考えれば二年間でもとにかく戻すことができるはずがない、こういうふうに前原政調会長、政府・与党は一体だという認識の前提のもとでおつしやつた。川端総務大臣、この発言をされたということについてはどうお考えになりますか。

○川端國務大臣 申し上げたように、詳細には、報道でそういうことをおつしやつたということは承知しておりますけれども、講演の中だとそうありますので、どういう状況でどういう文脈だったのかはまさに詳細に承知をいたしておりませんけれども、私たちが、今現在法律があり、そして今回この法律を御審議いただいている、そして与野党の合意が得られればこの委員会で法律ができるということではございません。

○柿澤委員 つまり、政府としては二〇一四年度以降は白紙だ、こういうことでよろしいですね。○川端國務大臣 決まっていないという日本語で言えば、白紙でございます。

ただ、そのときに、今回七・八%の給与削減法案が通していただけるということで、そういう事態になることが二年続く、一年半ぐらいたたときには人事院勧告が出ているという状況の中で、政府としてそれ以降の国家公務員の給与がどうある

べきかを判断するということでありますので、そういう意味で、決まっていないという意味では白紙であります、今回こういう流れがあるということも事実でございます。

○柿澤委員 結局、消費税増税についてもそうなんですけれども、与党的国民新党さんも中ではばらばらなことを言つている。民主党内でも、法案提出の際は反対するよということをインタビューで公言している方が、きょうの紙面にも載つていますけれども、大変な大物の方で、まあ党籍離脱

中だつたかもしませんが、そうした方でいらっしゃるわけです。こういうことをやつてること自体が、私たちは一体民主党政権の誰の言つていうことを信じたらいいのかわからない、こういう状況になつていて、これは政党間の協議も妨げて、いる、こういう状況だというふうに思います。

国家公務員の一人当たりの入件費の水準を見れば、私たちから言わせれば、官が高くて民が低い、逆の官民較差が開いてしまつてある状況であります。この状況で、二〇一四年度になつたらも

と戻すなんということは到底認められるはずがありません。やるんだかやらないんだかわからない

ことがあります。この状況で、二〇一四年度になつたらも

本大震災への対処の必要性に鑑みて、やむを得ない臨時的な措置として平成二十六年三月末までの一定期間に限つて特例の措置を行う、そういう趣旨で流れがございまして、今回の提出法案もその

一環で出させていただいておるということでございます。

そういう意味で申し上げますと、あくまでも臨時的な措置であるということでありまして、先生の御指摘、一四年以降の問題については、私はその時点で議論されるべきものであると考えております。

そういう意味で申し上げますと、あくまでも臨時的な措置であるということでありまして、先生の御指摘、一四年以降の問題については、私はその時点で議論されるべきものであると考えております。

○柿澤委員 御答弁を大体統一見解としていただきましたので、済みません、次の質問に進ませていただきたいと思います。

えているということでいいかどうか。あるいは、これは政治家岡田克也さんの個人的な意見なんか。川端総務大臣はいかが考えているか、この点について、まずお伺いしたいと思います。

○川端國務大臣 前にもお答えをしたのかもしれません、もう聞かないとおつしやいましたけれども、まさに地方公務員法において、地方のことは地方で決める。そのときの判断として、その御自分で決めていただきたい中に、地域の事情、民間の事情、それから人事委員会の勧告がある場合はその部分に加えて国の状況といふのも踏まえて自律的に判断をし、条例で決めるということが基本でありますので、その分では、まさにそういうことでお決めいただきたい中で、国がどうするかということも御判断いただく基準になります。やつかりと判断して決めていただきたい。

岡田副総理がおつしやつたのも、国がいろいろあるとき、そういうことを踏まえて、地方で御自分で決めていただきたいということでありますので、そういうことを踏まえて、地方は地方で御自分で決めていただきたい。岡田副総理がおつしやつたのも、国がいろいろあるとき、そういう状況にあるという中で、地方もしつかりと判断して決めていただきたい。

岡田副総理がおつしやつたのも、国がいろいろあるとき、そういう状況にあるという中で、地方もしつかりと判断して決めていただきたい。

ないんでしょう。これが民主党政権の地域主権と

案。

いうものの行き着く帰結なんですか。国と地方の協議の場というのは、地方団体が協議を求めるなどを、国が一方的に地方の言うことを聞く、こういう場ではないはずだと思うんです。国がやるのであれば地方もやつてほしい、こういう意思表示をこういう場を活用して国として行つていく。そうでなければ、先ほどラスパイレス指教の話をありましたけれども、このようなアンバランスな状況が放置をされてしまう。このことについて、ぜひ国と地方の協議の場で国として取り上げていただきたいと思いますが、御見解をお伺いします。

○川端國務大臣 国と地方の協議の場で取り上げるつもりはないと前に御答弁した立場は今も変わつておりません。

そして、地方は地方なりに大変な努力をしておられます。そういう意味では、例えば、給与の削減の実施団体で削減最高率一〇%以上の都道府県ということです。岐阜県が一四から六、大阪府が一四から三・五、鹿児島が一〇から五云々、やはり一〇%近い部分を努力しておられるところもあります。まさにそれは、それぞれの地域の財政事情に応じて、できる部分は相当な御苦労をいただいているところもあります。したがいまして、そういう中で、国もやるということの事情の中で、以上に既にやつていただいているところもあるというふうに思います。

したがつて、一律的に、例えればいろいろな財政措置も含めてやるとかいうことをするつもりはありませんと同時に、国と地方の協議の場でこれを具体的に数字としてどうしようかということの、場にはなじまないというふうに私は思つております。

○柿澤委員

残念な御答弁が続いておりますが、時間もありますので、次に進みたいと思います。

お配りの資料です。みんなの党が参議院に提出した法案の、国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の個人費の総額の削減に関する法律

なお、官民の退職後の給付の水準については、現在、人事院がこのような考え方に基づいて調査結果を集計中でございます。総務省としては、この人事院の調査結果を踏まえて、二十四年度中に、退職手当の水準を見直すための改正法案を国会に提出することを目指しておるところでございます。

○石田(眞)議員 この法案では、国家公務員の退職手当について、民間企業における企業年金一時金に相当する部分を上乗せしている、国家公務員だけのいわば二重支給が行われている、これをやめて、その水準を民間における退職金の水準と均衡のとれたものにするなど、こうすることを盛り込ませていた

この点について、二割削減ということなわけでもあります。この点について、二割削減ということなわけでもあります。

○川端國務大臣 先ほど来、官民の比較での給与水準の御議論もございましたが、やはり比較するときには、それぞれのベースといいますか共通の基準をはつきりさせた中で比較をされるべきだと

いうのが基本としてございます。

そういう中で、平成十八年の十一月に人事院が公表した退職金の水準の官民比較というときのベースは、民間は退職一時金と企業年金、官については、退職手当、いわゆる一時金と共済年金の職域、いわゆる三階部分の合計を比較いたしました。

今御趣旨は、そのときの民間の退職一時金と官の退職手当とを比較しろという御趣旨かとも思いますが、確かに、この民間の退職一時金と企業年金の企業年金は、選択、希望によつては一時金と併用という意味で、民間は退職一時金と企業年金、官については、年金と退職一時金は、官民ともに使用者拠出

部だけの部分、名前だけ同じものを比較するのではなく、驚くようなお手盛りをここでやつてているわけです。

私たちの法案では、この点についても、標準的

と評価を受ける国家公務員を中心として、標準より良好と評価を受ける国家公務員と良好でないと評価を受ける国家公務員をおおむね正規分布とする、こういう仕組みとすることを提案しております。こうすれば、能力主義の人事評価システムが国家公務員人件費の削減にもつながります。これも国家公務員人件費削減の議論の中でぜひ取り入れていつてもらいたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○柿澤委員 最後の質問にいたします。

今お配りした資料の法案では、人事評価と昇給制度、ここにも実はトリックがあるんですね。

人事考課を取り入れた昇給制度にした、こういふことなんですが、新たに導入された五段階評価システムがどういうものかというと、評価

ランク、五段階設定して、最も高い人は通常の二倍、その次は一・五倍、その次は通常どおり、その下は通常の〇・五倍しか昇給しない、最下位の人は全く昇給しない、こういうものです。

最上位の二倍昇給は全体の五%，その次は二〇%と決まっているんですけども、実はその下

は、どこに何割を、何%を割り振るかということが全く決まっていないんです。その結果として、七二%の人が従来どおりの通常昇給をしていて、それより上の評価を受けている、通常の二倍が五%，通常の一・五倍が二〇%。何のことかな

い、通常以上の昇給を、通常も合わせて九七%の人がしていく、実は今までよりも昇給幅が圧縮されている人というのは三%しかいない、こういふことがあります。

いふふうに思つております。

これは、相対評価をするか絶対評価をするかという物の考え方だというふうに思つております。みんなの党の御指摘は、相対評価で、基本的に正規分布で、標準的な人よりよかつた人は上がれるけれども、標準的より悪かつた人には厳しくついていかるべきものだというふうに思つておりますが、上位の部分に関しては、既に人員枠が設けられている。だから、頑張つて昇給できる人には昇給は決まつてます。下位においては決まつておりでございますが、下位においては決まつておりません。

これは、相対評価をするか絶対評価をするかという物の考え方だというふうに思つております。みんなの党の御指摘は、相対評価で、基本的に正規分布で、標準的な人よりよかつた人は上がりやすけれども、標準的より悪かつた人には厳しくつらねばならないということが適切かどうかというのが議論の分かれ目だ、物の考え方だというふうに思つております。

今、人事評価は、給与だけではなくて、適材適所の人材配置、的確な昇進管理とか人材育成、自己啓発、勤務意欲、能力等々あらゆる面で行うところの評価がある部分は謙虚に聞かなければならないことは思いますが、職員一人一人の職務遂行能力、

勤務実績をできる限り客観的に把握して適切に評価するということでの絶対評価で行うということには、一定の論理的な根拠があると私は思つております。

○石田(眞)議員 柿澤議員にお答えをさせていた

だときたいと思います。

この国家公務員の勤務評価については、平成十九年に能力・実績主義というものが導入をされておりまして、それに基づいて、政令で二十一年の四月一日から実施をされている。そのことについて

柿澤議員から御指摘があつたと理解をいたしますけれども、これについては、私はこれから不斷の検証をお互いやつていくことがやはり大事だらうというふうに考えております。

○原口委員長 柿澤君、質疑時間が大幅に過ぎて

おりました。柿澤君、質問に入るために、言申し上げておきますが、時間も超過しておりますので、質問は終わらせていただきます。

○原口委員長 柿澤君、質疑時間が大幅に過ぎて

おりました。柿澤君、質問に入るために、言申し上げたいことがあります。重野安正でございました。

○柿澤委員 次に、重野安正君。
社会民主党の重野安正でございました。

○重野委員 今、御答弁にも言いたいことはたくさんあります。時間が超過しておりますので、質問は終わらせていただきます。

○原口委員長 次に、重野安正君。

○柿澤委員 今、御答弁にも言いたいことはたくさんあります。時間が超過しておりますので、質問は終わらせていただきます。

○重野委員 今、御答弁にも言いたいことは

る、そのことを申し述べたいと思います。

今回、前例のない平均七・八%もの給与削減法

案が提出されました。まず、今回の削減の目的は

一体何ですか。

法案では、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性を挙げています。他方

で、総理は施政方針演説の中で、社会保障・税・

体改革の包括的な推進の中で、この用法は誤用だ

と思います。隗より始めよという言葉で公務員給

与引き下げに言及している。この言葉を普通に聞

けば、公務員の給与引き上げ

の露払いにすると受け取れます。また、菅前総理

は国家公務員人件費二割削減を挙げている。人効

を超えた削減を目指す、このように述べてまい

ました。

○稻見議員 一体、今回の削減の目的は何か。また、財政状況

況なのか、東日本大震災への対処なのか、人件費

二割削減なのか、消費税率引き上げの先鞭なの

か、答弁を求めます。

○稻見議員 お答えいたします。

本日の委員会に至る点、唐突であるというふう

直におわびを申し上げたいと思います。

○江利川政府特別補佐人 ただ、法案そのものは、閣法、いわゆる臨時特

別人事院が、自分たちの勧告が盛り込まれたから

それですと、まさに役所のメンツのみで、そのメ

ンツを優先させたというふうに指摘せざるを得ま

せんが、人事院は今回の法案についてどのように

受けとめておられるか、お伺いしたい。

○江利川政府特別補佐人 御指摘は共同通信社の

記事ではないかと思いますが、私は共同通信から

取材を受けておりません。ですから、私の答弁で

はございません。また、人事院の職員に対しまし

ては、基本的に、全体の問題をまさに国会の御判

断にお任せしているわけでありますので、立ち

入ったコメントはしないようなどうかといふう

うに申しあげておる次第でござります。

○江利川政府特別補佐人 ただ、法案そのものは、閣法、いわゆる臨時特別人事院が、自分たちの勧告が盛り込まれたから

それですと、まさに役所のメンツのみで、そのメ

ンツを優先させたというふうに指摘せざるを得ま

せんが、人事院は今回の法案についてどのように

受けとめておられるか、お伺いしたい。

○江利川政府特別補佐人 ただ、千年に一度の未曾有の国難といったとき

に、本当に一般論だけでいいのかどうかという

ところについては、私はさまざまな議論があり得

るのではないかというふうに思うわけでございま

す。そのさまざま議論を國權の最高機関である

国会において十分御審議していただきたいこと

が、このようなケースには適當なのではないかと

いうふうに思つておる次第でござります。

○重野委員 議論は平行線。これ以上申しません。

○江利川政府特別補佐人 その前に、まず確認とそれに関連した質問を行

います。

一方、千年に一度という東日本大震災、未曾有

の国難でござりますので、これは、こういう未曾

有の国難のときには一般的ルールだけでは判断で

ききのではないか、その部分については国会に

おきまして大所高所から御判断をいただきたいと

いうふうに思つておる次第でござります。

○重野委員 国会で判断をしていただきたいと

あります。そこには三党しか存在しないのか、

あるいはその他の政党は国会審議の場においても

無視をするということか、三党それぞれに、この

の、二割削減という、マニフェストの中にありますから、それに向けた努力ということもあります。

以上であります。

○重野委員 次に、人事院に聞きますが、報道などによりますと、三党合意で勧告の実施が織り込まれることを歓迎した、このように言われています。もし仮にそうだとすれば、大いに問題があると言わざるを得ません。

○江利川政府特別補佐人 労働基本権制約下にあつて代償機能を果たすべき人事院が、自分たちの勧告が盛り込まれたから

それですと、まさに役所のメンツのみで、そのメンツを優先させたというふうに指摘せざるを得ま

せんが、人事院は今回の法案についてどのように

受けとめておられるか、お伺いしたい。

○江利川政府特別補佐人 御指摘は共同通信社の

記事ではないかと思いますが、私は共同通信から

取材を受けておりません。ですから、私の答弁で

はございません。また、人事院の職員に対しまし

ては、基本的に、全体の問題をまさに国会の御判

断にお任せしているわけでありますので、立ち

入ったコメントはしないようなどうかといふう

うに申しあげておる次第でござります。

○江利川政府特別補佐人 ただ、千年に一度の未曾有の国難といったとき

に、本当に一般論だけでいいのかどうかという

ところについては、私はさまざまな議論があり得

るのではないかというふうに思うわけでございま

す。そのさまざま議論を國權の最高機関である

国会において十分御審議していただきたいこと

が、このようなケースには適當なのではないかと

いうふうに思つておる次第でござります。

○重野委員 議論は平行線。これ以上申しません。

○江利川政府特別補佐人 その前に、まず確認とそれに関連した質問を行

います。

一方、

いきなり

本日、提案理由の説明を行い、直ち

に質疑入り、採決まで行うという進め方につい

ては、余りにも粗暴と言わざるを得ません。

○重野委員 社会保障と税の一体改革について、いきなり本日、提案理由の説明を行い、直ち

に質疑入り、採決まで行うという進め方につい

ては、余りにも粗暴と言わざるを得ません。

○江利川政府特別補佐人 その上で、目的であります。しかし、この給与特例法案については全くの密室

で行われたということについて、大変遺憾であ

る時代認識を私は持っています。しかし、少なくとも、労働基本権付与という大きな問題があります。だ未解決という状況下にある中における人事院は、やはり、公務員の給与を初めとする勤務条件全般について、人事院がその方向とどうもの明確にする、それを政府は守っていく体改革の包括的な推進の中で、この用法は誤用だと思います。もし仮にそうだとすれば、大いに問題があると言わざるを得ません。

○江利川政府特別補佐人 その上で、労働条件全般について、人事院がその方向とどうものを明確にする、それを政府は守っていく

う形は残っている、今なおそういう体制下にあります。あるんですね。そういう状況下においての今の総裁の答弁は、私は極めて問題があると思うんで

す。

○江利川政府特別補佐人 やはり、毅然として人事院総裁としての立場、そして公務員賃金のあるべき姿、こんなものを開陳してしかるべき、このように思うんですが、再度答弁を求めておきます。

○江利川政府特別補佐人 先生の御指摘は、私は基本論だと思います。基本は私もそのとおりに受けとめております。

○江利川政府特別補佐人 ただ、千年に一度の未曾有の国難といったとき

に、本当に一般論だけでいいのかどうかという

ところについては、私はさまざまな議論があり得

るのではないかというふうに思うわけでございま

す。そのさまざま議論を國權の最高機関である

国会において十分御審議していただきたいこと

が、このようなケースには適當なのではないかと

いうふうに思つておる次第でござります。

○江利川政府特別補佐人 その前に、まず確認とそれに関連した質問を行

います。

一方、

いきなり

本日、提案理由の説明を行い、直ち

に質疑入り、採決まで行うという進め方につい

ては、余りにも粗暴と言わざるを得ません。

○江利川政府特別補佐人 その上で、目的であります。しかし、この給与特例法案については全くの密室

で行われたということについて、大変遺憾であ

るものがあります。全体として、これは民主党

文言の意味を説明していただきたい。

○稻見議員 提案者を代表してお答えをいたしました。

（重野委員）三党それぞれと言つたんですね」と呼ぶでは、民主党の代表です。

二十一日の覚書があるのは確かにございます。それは、二十一日の朝になつても地方波及の点では合意を得られない、しかし法案提出を急ぎたいということで、その地方波及のところを除いて法案提出、各党党内協議を行おうという覚書でござります。

言葉の表現として、国会審議の場においてといふ言葉があることは確かにあります、取り紛れ

た、非常に急いだ中でありましたので、意味理解としては、国会審議の場までに三党で引き続き協議をしよう、こういうことであつたというふうにぜひ御理解いただきたいと思います。

○石田（眞）議員 ただいま稻見提出者から答弁させていただいたとおりでございます。国会の審議日程、あるいは法律の施行日の問題、そういうことを勘案する中で、やはり急がなければならぬ。それで、最後の詰めの問題については、法案を提出する中で、そういう期間の中でもう一度きちっと議論しようということをございました。

それについて、また改めて修正という形で法案を提出させていただく、そのような対処も考えさせていただこうということで、こういうことになつたということです。

○稻津議員 お答えいたします。

まず最初の、結論をやるという趣旨の記述があるかどうかという御質問でござりますけれども、この件につきましては、先ほども御答弁ありましたが、国会審議の場において引き続き三党間で協議をする、こういう文言が盛り込まれております。

それから、三党だけで決めていいのかという御質問でござりますけれども、この件につきましては、同趣旨の答弁になりますが、三党で議論をさせていただいて、まずは提案をさせていただく、

その上で国会での御協議をいただく、このようないでございます。

○重野委員 二十一日の三党の覚書の中で、今答弁のありました内容、状況を踏まえて、地方公務員給与の取り扱いに関する規定を置かないものとするというふうに確認されている。

今、新たにきょう法案が出来ましたけれども、そこには地方公務員のものに対する明確な文言が入つたんですね。この間の経緯について説明願いたい。

○稻見議員 二十一日の朝の段階では、地方公務員の給与の取り扱いについては三党間で合意を得ることができませんでした。したがって、議員立法として提出をする法案の中にはこの規定を置かずに出させていただきました。

その後、昨日、附帯決議等について三党で協議をいたしましたけれども、結論としては調わらずと

いう中で、自民党、公明党から、附則としての修正案が本日提出をされております。

民主党としても、附則の案文そのものにつきま

しては、主張した内容もございますので、提案者には入つておりませんけれども、後ほど修正案に賛成をしたい、こういう形で取り扱っているところであります。

○重野委員 あと五分ということですから、先に進みます。

大臣に聞いておきたいんですが、今回のこの法案に関連して、地方公務員の給与について言及する修正案がきょう提出をされたんですね。国家公務員の給与を決定する法律の中、大臣がこの問題

べているのは、地方公務員法に基づき、自治体の

自主的な判断により、議会で条例を決める。地方公務員の給与への言及が行われるのは、異常と

言わざるを得ない。我々は、どのような形であれ、地方への波及については反対であります。ま

た、既に自律的労使関係のある独立行政法人など

についても、今回の特例法案の波及は論外だと考

えます。

今回のこの改正案のもとなつた閣法の決定に当たって、当時の片山総務大臣は何度も労使交渉を重ねました。地方などへの波及の遮断は、その交渉で出てきたわけであります。そうした労使の話し合いを一方的に無視するようなことがあってはならないと考えるし、労使の信頼関係を破壊することは許されない。この点について、総務大臣の見解をただしたい。

○川端国務大臣 これは何度も申し上げております。

すけれども、地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨を踏まえて、それぞれ地方公共団体で、議会で十分議論の上、当然ながら、人事委員会の勧告やその地域の官民の状況等々も含めることで、國の状況も含めて、条例で定められるものであるということは、かねてから申し上げてきましたとおりでございます。

地方の各公共団体で、引き続き、国民、住民の理解と納得が得られるように、情報公開を徹底するなど、自主的な取り組みを進めながら、しっかりと適切に給与を決定することが肝要であるといふふうに思つておりまして、これも何度も答弁しておりますし、片山前総務大臣も申し上げておりますように、國としてそのことに何らかの強制をするようなことをするということは一切考えておりません。

○重野委員 いずれにしても、このつけ加えられ

た文言は、私は、地方自治という視点から見て到底認めできる内容ではない、このように考えております。

○原口委員長 いすれにいたしましても、今回の公務員の給与の問題は、先ほど来るるお話をあつてお

ります。

が、このことを契機として、この國の給与問題、勤務労働条件をめぐる問題万般に大きなマイナスの効果をもたらす。その一つのきっかけになる、

極めて問題のある法案だというふうに指摘をしております。

て、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○原口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○稻見議員 お答えいたしました。

見さん聞いておきたいんですけども、二月一日から今日までの流れの中で、何があつてこの二行の文言があの法案の中に書かれたのか、どうい

う状況の変化があつたのか。それを聞いておきたい。

○重野委員 そうなると、私はやはり民主党の稻

見さん聞いておきたいんですけども、二月一日から今日までの流れの中で、何があつてこの二行の文言があの法案の中に書かれたのか、どうい

う状況の変化があつたのか。それを聞いておきました。

○原口委員長 この際、本案に対し、坂本哲志君

外一名から、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。坂本哲志君。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○坂本委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提

づつと続いてきたという状況であります。

そういう中で、その表現につきましても、附帯決議あるいは附則ということでいろいろな議論がありまして、文言の中身を含めて、先ほど申し上げましたように、民主党、与党としては、附則に員給与の取り扱いに関する規定を置かないものとすることを認めた。以上が、昨日の夕刻までの経過ということについて最終的に判断をした、この見解をただしたい。

出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この修正案は、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定を附則第十二条として追加するものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

私は、日本共産党を代表して、民主党、自民党、公明党三党提出による国家公務員の給与改定及び臨時特例法案及び自民党・公明党提出の修正案に対する反対討論を行います。

討論に先立ち、労働基本権制約の代償措置である人勧制度さえ踏みにじり、公務労働者に重大な不利益を押しつける法案を、わずか半日、極めて短時間のうちに質疑、採決、緊急上程まで押し通すという暴挙に断固抗議するものであります。本法案は三党の密室協議の結果であり、そもそも法案の形でその内容が明らかにされたのは昨日の午後であります。にもかかわらず、十分な審議を保障することなしに、初めて出口ありきのやり方で押し通すことは、議会制民主主義をないがしろにするものと言わなければなりません。

私は、重大な内容を持つ本法案については、微

底審議が必要であり、とりわけ労働組合代表からの参考人質疑は不可欠であると強く主張してきましたが、それすらも行わずには採決を強行することはありません。

結局、採決、緊急上程にしがみつくのは、今年度中に人勧を実施したという形をとつて消費税増税の地なしを行う、身を切る改革の実績づくりにはかならないであります。

本法案に反対する第一の理由は、本法案が、国家公務員に対する労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度すら無視して、一方的な不利益を国家公務員に押しつける二重の憲法違反となるからであります。

憲法二十八条は「労働者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」としており、労働者に公務員が含まれることは歴代政府も認めているとおりであります。

この永久不可侵の権利が長年にわたり不当に制約されている違憲状態に終止符を打つて、労働基本権の全面的な回復を図ることこそ国会のやるべきことであります。

こうした違憲状態が回復されていない、いわば国家公務員の手足を縛った状態のままで、人事院勧告の水準をはるかに超える平均七・八%のもの給与を、来年も、また再来年も国家公務員の給与から奪い取ることは認められません。まして、民

は、賃金抑制が消費と国内需要の減少へとつながり、さらなる物価の低下を促すという物価、賃金の相互関連的な低下につながったと述べています。国家公務員の一方的な大幅給与引き下げは、ただでさえこの政府自身の分析に逆行し、ましてや今度の民間労働者給与のさらなる引き下げに絶好の口実を与えることになることは明らかです。

さらに、自民党・公明党共同提出の修正案については、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」として、地方自治体に本法案による公務員給与引き下げを押しつけるものとなつており、極めて重大です。地方の人事委員会勧告をも大幅に上回る地方公務員の給与削減が行われるなら、人事委員会勧告制度は形骸化し、地方経済をさらに冷え込ませることになります。

しも成り立たないことは明らかであります。

反対の第二の理由は、このような国家公務員給与の大額な引き下げが、国民全体の所得減少の悪循環を招き、内需をさらに冷え込ませ、ひいては財政の一層の悪化をもたらすからであります。

国家公務員給与は、地方公務員や独立行政法人職員、民間保育園や病院の労働者など、約六百万人の労働者の賃金に影響を与えるものです。民間企業でも国家公務員給与を踏まえた賃金決定の仕組みがつくられており、その影響は極めて甚大です。

そもそも、地方の国家公務員の給与は、この十年余りで二割も引き下げられています。公務員給与の削減が民間賃金を引き下げ、それがまた公務員給与引き下げを招いています。

政府がまとめた二〇一二年版の労働経済白書は、賃金抑制が消費と国内需要の減少へとつながり、さらなる物価の低下を促すという物価、賃金の相互関連的な低下につながったと述べています。国家公務員の一方的な大幅給与引き下げは、ただでさえこの政府自身の分析に逆行し、ましてや今度の民間労働者給与のさらなる引き下げに絶好の口実を与えることになることは明らかです。

さて、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明で行おうとしています。この乱暴なやり方で行おうとしています。

まず、今回の三党提出の法案は、これまでの給与決定を根幹から変えるもので、本来、十分な審議を行なうべき法案であります。ところが、実際に場で討論を行ないます。

まず、今回の三党提出の法案は、これまでの給与決定を根幹から変えるもので、本来、十分な審議を行なうべき法案であります。ところが、実際に場で討論を行ないます。

修正案にも反対であることを述べて、討論とします。

修正案にも反対であることを述べて、討論とします。

○重野委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、民主、自民、公明党提出の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案について反対、自民、公明提出の修正案についても反対の立場で討論を行ないます。

まず、今回の三党提出の法案は、これまでの給与決定を根幹から変えるもので、本来、十分な審議を行なうべき法案であります。ところが、実際に場で討論を行ないます。

まず、今回の三党提出の法案は、これまでの給与決定を根幹から変えるもので、本来、十分な審議を行なうべき法案であります。ところが、実際に場で討論を行ないます。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

また、今回の法案提出に至る過程は、全て民自公三党による密室協議であり、国会審議を甚だしく軽視したものであります。給与削減の目的も、震災対応なのか、消費税引き上げのためなのか不明であり、法案の作成過程とあわせて余りにも不透明には強く抗議します。

障という観点からも看過できません。

また、公務員給与の大幅な引き下げが、今後、

中小、地場に波及することが十分に予想され、景気に明らかな悪影響を与えます。

自衛隊だけを特別扱いしたのも大いに問題です。国、地方の公務員は、職種を問わず、震災からの復旧復興に不眠不休で取り組んでいます。にもかかわらず、自衛隊のみ優遇する経過措置は、公平性の観点からも重大な疑義があります。

なお、自民、公明から提出された修正案については、地方公務員給与の決定のあり方を国が指図する古い中央集権的な考え方であり、容認できません。

社民党は、公務員制度改革四法案の成立を目指し、公務員の労働基本権回復に今後も全力を挙げることを申し上げ、討論とします。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党を代表して、討論いたしました。

なぜ七・八%、なぜ二年間限定なのでしょうか。今回の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案は、この疑問に答えています。

私たちみんなの党は、昨年九月、政府の平成二十三年度第三次補正予算案に対する対案として、震災復興のための独自の予算案をつくり、その中で、国家公務員人件費二割カットによって、当初の復興期間十年間で十兆円の財源をつくり出すことを掲げていました。これだけで復興増税が必要になるような規模の財源であります。そして、それを実現するために、国家公務員の退職手当や人事評価、級別定数のあり方も総合的に見直した、人件費二割カットのための法案も参議院に提出しております。

それに比べて、二年間限定、七・八%削減、捻出財源は五千八百億円、国家公務員の人件費の一

人当たりの水準が民間企業と比べて高い、逆の官民差が開いているような状況で、本法案のよう

な削減では、削減幅、期間ともに余りにも不十分過ぎます。

そして、民主党はマニフェストで任期中の人件費二割削減を言っていたのに、任期まであと一年

余りとなつたこの段階でも道筋を示すことなく、それどころか、岡田副総理から、任期中の実現は困難、こんな発言も聞かれております。政府がみずからに甘いこのような姿勢では、税と社会保障の一体改革と称する消費税の増税が国民に理解されるはずがありません。

地方公務員には給与削減を求めるのか、こういう問い合わせ、地方が決めることだと一般論を繰り返すばかりで、とても国の財政危機にまなんじりを決して増税を訴えている方々とは思えません。

二千兆円以上の地方公務員人件費をいわば聖域化して、国家公務員の削減幅に合わせた地方交付税の減額もせず、これが民主党政権の地域主権といふことなとか皮肉を言いたくなります。

反対すればこのレベルの給与削減すら実現しなくなってしまいますので、賛成はいたしますが、

このように申し上げたいと思います。

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 起立多数。よって、本案は修正議決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本案は修正議決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決しました。

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、〔報告書は附録に掲載〕

（報告書は附録に掲載）

○原口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

以上です。ありがとうございました。

○原口委員長 これにて討論は終局いたしました。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

第一章 総則(第一条)

第二章 人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定(第二条—第八条)

第三章 国家公務員の給与の臨時特例(第九条—第二十二条)

第四章 附則

第五章 第二章 総則

第六章 第二章 総則

第七章 第二章 総則

第八章 第二章 総則

第九章 第二章 総則

第十章 第二章 総則

第十一章 第二章 総則

第十二章 第二章 総則

第十三章 第二章 総則

第十四章 第二章 総則

第十五章 第二章 総則

第十六章 第二章 総則

第十七章 第二章 総則

第十八章 第二章 総則

第十九章 第二章 総則

第二十章 第二章 総則

第二十一章 第二章 総則

第二十二章 第二章 総則

第二十三章 第二章 総則

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200				
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900				
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600				
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
	86	239,700	294,800	343,200	383,900						
	87	240,400	295,100	343,700	384,500						
	88	241,100	295,500	344,200	385,100						

	89	241,900	295,800	344,600	385,800						
	90	242,400	296,200	345,100	386,400						
	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800							
	95		297,900	347,300							
	96		298,300	347,800							
	97		298,500	347,900							
	98		298,900	348,400							
	99		299,300	348,900							
	100		299,700	349,400							
	101		299,900	349,700							
	102		300,300	350,100							
	103		300,700	350,500							
	104		301,100	350,900							
	105		301,300	351,400							
	106		301,600	351,800							
	107		302,000	352,200							
	108		302,400	352,600							
	109		302,600	353,100							
	110		303,000	353,500							
	111		303,400	353,900							
	112		303,700	354,200							
	113		303,800	354,700							
	114		304,200								
	115		304,600								
	116		305,000								
	117		305,200								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,800								
	123		307,100								
	124		307,400								
	125		307,800								
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

口 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
再任用職員以外の職員	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	

	93	219,100	262,600	297,900	323,400	
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
	96	220,600	263,800	299,400	324,600	
	97	221,200	264,000	299,700	324,900	
	98	221,700	264,300	300,200	325,300	
	99	222,200	264,500	300,700	325,700	
	100	222,700	264,800	301,200	326,100	
	101	223,300	265,100	301,600	326,400	
	102	223,900	265,300	302,000		
	103	224,500	265,600	302,400		
	104	225,100	265,900	302,800		
	105	225,500	266,100	303,100		
	106	226,000	266,400	303,500		
	107	226,500	266,700	303,900		
	108	227,000	267,000	304,300		
	109	227,200	267,300	304,700		
	110	227,600	267,600	305,100		
	111	228,100	267,900	305,500		
	112	228,600	268,200	305,900		
	113	229,100	268,400	306,100		
	114	229,600	268,700	306,500		
	115	230,100	269,000	306,900		
	116	230,600	269,300	307,300		
	117	231,000	269,600	307,600		
	118	231,400	269,900	308,000		
	119	231,800	270,200	308,400		
	120	232,200	270,500	308,800		
	121	232,600	270,600	309,000		
	122		270,900	309,400		
	123		271,200	309,800		
	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
	1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	165,700	238,200	289,800	332,200	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	170,500	242,800	295,200	336,600	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	172,800	245,000	297,700	338,800	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	176,200	249,300	302,700	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	177,900	251,500	305,200	345,100	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	181,400	255,900	310,100	349,400	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	183,200	258,100	312,400	351,500	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	186,900	262,400	316,800	355,700	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	188,700	264,700	319,000	357,700	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	190,500	266,900	321,200	359,700	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	192,300	269,200	323,400	361,700	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	193,900	271,600	325,400	363,600	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	195,700	273,900	327,500	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	197,500	276,200	329,600	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	199,300	278,500	331,600	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	201,100	280,600	333,600	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	202,900	282,800	335,700	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	204,700	285,000	337,800	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	206,500	287,200	339,900	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	208,100	289,500	341,900	379,500	427,600	465,600	527,000	
	30	210,000	291,500	343,900	381,400	428,900	466,400	527,900	
	31	211,900	293,500	345,900	383,300	430,200	467,200	528,800	
	32	213,800	295,500	347,900	385,100	431,500	468,000	529,700	
	33	215,500	297,600	349,500	386,500	432,700	468,700	530,500	
	34	217,400	299,300	351,400	388,100	434,000	469,500	531,400	
	35	219,300	301,000	353,300	389,700	435,300	470,300	532,300	
	36	221,200	302,700	355,200	391,300	436,500	471,100	533,200	
	37	222,900	304,300	357,100	393,000	437,800	471,900	534,100	
	38	224,700	305,900	358,900	393,900	438,700	472,700	535,000	
	39	226,500	307,500	360,700	395,000	439,600	473,500	535,900	
	40	228,300	309,100	362,500	396,100	440,500	474,300	536,800	
	41	229,800	310,800	364,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	231,500	312,400	365,800	398,300	441,900	475,800		
	43	233,100	314,000	367,300	399,500	442,600	476,600		
	44	234,800	315,600	368,800	400,700	443,400	477,400		
再任用職員以外の職員	45	236,500	317,300	369,800	401,600	444,200	478,200		
	46	238,000	318,900	370,900	402,300	445,000			
	47	239,500	320,500	372,000	403,000	445,800			
	48	241,000	322,100	373,100	403,700	446,600			

	49	242,600	323,400	374,100	404,200	447,200			
	50	244,100	324,600	374,400	404,900	448,000			
	51	245,600	325,800	374,900	405,600	448,800			
	52	247,200	327,000	375,400	406,300	449,600			
	53	248,500	328,100	375,900	407,100	450,200			
	54	250,100	329,100	376,500	407,800	451,000			
	55	251,700	330,000	377,100	408,500	451,800			
	56	253,300	331,000	377,700	409,200	452,600			
	57	254,700	331,900	378,300	409,800	453,200			
	58	256,100	332,700	378,900	410,500	454,000			
	59	257,500	333,500	379,500	411,200	454,800			
	60	258,900	334,300	380,100	411,900	455,600			
	61	260,100	334,900	380,500	412,500	456,200			
	62	261,400	335,500	381,100	413,200				
	63	262,700	336,100	381,700	413,900				
	64	264,000	336,600	382,300	414,600				
	65	265,300	337,100	382,900	415,100				
	66	266,400	337,400	383,500	415,700				
	67	267,600	338,000	384,000	416,400				
	68	268,800	338,600	384,600	417,100				
	69	270,100	338,900	385,200	417,400				
	70	271,400	339,400	385,800	418,100				
	71	272,700	339,900	386,400	418,800				
	72	274,000	340,400	387,000	419,500				
	73	275,200	340,900	387,500	420,000				
	74	276,300	341,400	388,100	420,700				
	75	277,400	341,900	388,700	421,400				
	76	278,500	342,400	389,300	422,100				
	77	279,700	342,700	389,900	422,600				
	78	280,700	343,200	390,500					
	79	281,700	343,700	391,100					
	80	282,700	344,200	391,700					
	81	283,500	344,600	392,100					
	82	284,400		392,700					
	83	285,300		393,300					
	84	286,200		393,900					
	85	287,200		394,500					
	86	288,000		395,100					
	87	288,800		395,700					
	88	289,600		396,300					
	89	290,400		396,900					
	90	290,900							
	91	291,400							
	92	291,900							
	93	292,300							
再任用職員		208,300	242,900	286,700	319,400	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,500	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,700	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,500	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,300	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,200	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,000	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	166,900	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	168,800	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	170,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	172,500	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	174,300	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	176,100	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	177,900	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	179,700	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	183,800	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	187,900	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	191,900	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,400	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	258,700	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,100	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	261,300	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	262,600	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	263,900	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	265,200	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	215,200	266,500	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	216,400	267,800	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	217,600	269,100	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	218,800	270,300	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	219,800	271,500	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	221,000	272,900	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	222,200	274,300	325,100	374,000	409,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	223,400	275,700	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	224,400	277,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	225,600	278,300	330,200	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	226,800	279,600	331,600	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	228,000	280,900	333,100	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
再任用職員以外の職員	45	229,100	282,100	334,400	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	229,900	283,200	335,800	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	230,700	284,300	337,200	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	231,500	285,400	338,600	391,200	410,500	434,700	457,400			

	49	232,100	286,400	339,600	392,800	411,800	435,300	458,100			
	50	232,700	287,400	340,800	393,800	412,600	436,100	458,800			
	51	233,400	288,400	342,000	394,800	413,400	436,900	459,500			
	52	234,100	289,400	343,200	395,800	414,200	437,700	460,200			
	53	234,500	290,200	344,300	397,100	414,700	438,300	460,900			
	54	235,100	291,100	345,500	398,200	415,400	439,000	461,600			
	55	235,600	292,000	346,700	399,400	416,100	439,700	462,300			
	56	236,200	292,900	347,900	400,600	416,700	440,400	463,000			
	57	236,600	293,700	349,000	401,900	417,500	441,000	463,700			
	58	237,200	294,500	350,100	402,700	417,900	441,700	464,300			
	59	237,800	295,300	351,200	403,500	418,500	442,400	465,000			
	60	238,400	296,100	352,300	404,300	419,100	443,100	465,700			
	61	239,100	297,000	353,000	404,800	419,700	443,800	466,400			
	62	239,800	297,500	353,800	405,500	420,300	444,400				
	63	240,500	298,000	354,600	406,200	420,900	445,000				
	64	241,100	298,500	355,400	406,900	421,500	445,600				
	65	241,500	299,000	356,000	407,300	422,100	446,100				
	66	242,200		356,600	408,000	422,700	446,700				
	67	242,900		357,100	408,700	423,300	447,300				
	68	243,600		357,700	409,400	423,900	447,900				
	69	244,300		358,300	409,900	424,400	448,600				
	70	244,800		359,000	410,500	425,000	449,200				
	71	245,300		359,700	411,100	425,600	449,800				
	72	245,800		360,400	411,700	426,200	450,400				
	73	246,200		360,900	412,300	426,600	451,000				
	74			361,400	412,900	427,200	451,600				
	75			362,000	413,500	427,800	452,200				
	76			362,600	414,100	428,400	452,800				
	77			363,200	414,600	428,900	453,500				
	78			363,700	415,200	429,500					
	79			364,100	415,800	430,100					
	80			364,600	416,300	430,700					
	81			364,800	416,700	431,200					
	82			365,300	417,300	431,800					
	83			365,800	417,900	432,400					
	84			366,300	418,500	433,000					
	85			366,600	419,000	433,600					
	86				419,600						
	87				420,200						
	88				420,700						
	89				421,300						
	90				421,900						
	91				422,500						
	92				423,100						
	93				423,700						
再任用職員		203,700	229,800	282,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		号俸	俸給月額									
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400			

	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100			
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800			
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500			
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200			
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900			
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600			
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300			
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000			
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700			
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300			
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000			
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700			
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400			
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400				
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000				
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600				
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100				
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700				
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300				
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900				
再任用職員以外の職員	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600				
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200				
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800				
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400				
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000				
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600				
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200				
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800				
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500				
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500					
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100					
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700					
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200					
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800					
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400					
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000					
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600					
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600						
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200						
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700						
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300						
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900						
	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500						
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100						
	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700						
	94	302,800	327,000	354,000	388,600							
	95	304,100	328,400	355,500	389,200							
	96	305,400	329,800	357,000	389,800							
	97	306,500	331,000	358,400	390,300							
	98	307,700	332,300	359,600	390,900							
	99	308,900	333,600	360,700	391,500							
	100	310,100	334,900	361,900	392,100							
	101	311,300	336,300	363,100	392,500							
	102	312,400	337,400	364,200	393,100							
	103	313,500	338,600	365,400	393,700							
	104	314,600	339,800	366,600	394,300							

		105	315,400	340,900	367,800	394,600							
		106	316,000	342,000	368,400	395,100							
		107	316,600	343,100	369,000	395,600							
		108	317,300	344,200	369,600	396,100							
		109	317,800	345,400	370,300	396,400							
		110	318,400	346,400	370,900	396,900							
		111	319,000	347,400	371,500	397,400							
		112	319,600	348,400	372,100	397,900							
		113	320,400	349,300	372,600	398,200							
		114	321,100	350,300	373,200	398,700							
		115	321,800	351,300	373,800	399,200							
		116	322,600	352,300	374,400	399,700							
		117	323,200	353,400	374,800	400,100							
		118	324,000	354,000	375,400	400,600							
		119	324,800	354,600	376,000	401,100							
		120	325,600	355,200	376,600	401,600							
		121	326,200	355,700	376,700	402,000							
		122	326,700	356,200	377,300	402,500							
		123	327,200	356,700	377,900	403,000							
		124	327,700	357,200	378,500	403,500							
		125	328,000	357,700	379,000	403,900							
		126		358,200	379,500								
		127		358,700	380,000								
		128		359,200	380,500								
		129		359,600	380,800								
		130		360,100	381,300								
		131		360,500	381,800								
		132		361,000	382,300								
		133		361,200	382,600								
		134		361,700	383,100								
		135		362,200	383,500								
		136		362,700	384,000								
		137		363,000	384,300								
		138		363,400	384,800								
		139		363,900	385,300								
		140		364,400	385,800								
		141		364,700	386,100								
		142		365,200									
		143		365,700									
		144		366,200									
		145		366,500									
再任用職員			239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	262,200	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	263,700	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	

	33	215,200	268,000	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	216,600	269,500	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	218,000	271,000	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	219,400	272,400	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	220,800	273,900	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	222,200	275,400	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	223,600	276,900	325,100	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	225,000	278,400	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	226,200	280,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	227,400	281,400	330,300	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	228,600	282,800	332,000	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	229,800	284,200	333,700	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
	45	231,100	285,500	335,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	232,200	286,900	337,000	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	233,300	288,300	338,700	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	234,400	289,700	340,400	391,200	410,500	434,700	457,400			
再任用職員以外の職員	49	235,500	291,000	341,700	392,800	411,800	435,300	458,100			
	50	236,400	292,300	343,300	393,800	412,600	436,100	458,800			
	51	237,400	293,600	344,900	394,800	413,400	436,900	459,500			
	52	238,400	294,900	346,500	395,800	414,200	437,700	460,200			
	53	239,300	296,300	348,000	397,100	414,700	438,300	460,900			
	54	240,400	297,700	349,600	398,200	415,400	439,000	461,600			
	55	241,400	299,100	351,200	399,400	416,100	439,700	462,300			
	56	242,500	300,500	352,800	400,600	416,700	440,400	463,000			
	57	243,300	301,800	354,300	401,900	417,500	441,000	463,700			
	58	244,400	302,900	355,600	402,700	417,900	441,700	464,300			
	59	245,500	304,000	356,900	403,500	418,500	442,400	465,000			
	60	246,600	305,100	358,200	404,300	419,100	443,100	465,700			
	61	247,800	306,300	359,400	404,800	419,700	443,800	466,400			
	62	249,000	307,400	360,400	405,500	420,300	444,400				
	63	250,200	308,500	361,400	406,200	420,900	445,000				
	64	251,300	309,600	362,400	406,900	421,500	445,600				
	65	252,400	310,400	363,100	407,300	422,100	446,100				
	66	253,600	311,400	363,900	408,000	422,700	446,700				
	67	254,800	312,400	364,700	408,700	423,300	447,300				
	68	256,000	313,400	365,600	409,400	423,900	447,900				

	69	257,200	314,500	366,300	409,900	424,400	448,600				
	70	258,400	315,300	367,000	410,500	425,000	449,200				
	71	259,600	316,100	367,700	411,100	425,600	449,800				
	72	260,800	316,900	368,400	411,700	426,200	450,400				
	73	261,800	317,800	369,100	412,300	426,600	451,000				
	74	262,800	318,300	369,700	412,900	427,200	451,600				
	75	263,800	318,800	370,300	413,500	427,800	452,200				
	76	264,800	319,300	370,900	414,100	428,400	452,800				
	77	265,800	319,500	371,400	414,600	428,900	453,500				
	78	266,700	319,800	372,000	415,200	429,500					
	79	267,600	320,200	372,600	415,800	430,100					
	80	268,500	320,500	373,200	416,300	430,700					
	81	269,400	320,600	373,600	416,700	431,200					
	82	270,300	320,900	374,100	417,300	431,800					
	83	271,200	321,200	374,600	417,900	432,400					
	84	272,100	321,500	375,100	418,500	433,000					
	85	273,100	321,600	375,700	419,000	433,600					
	86	273,500	321,900	376,200	419,600						
	87	273,900	322,200	376,700	420,200						
	88	274,300	322,600	377,200	420,700						
	89	274,800	322,800	377,500	421,300						
	90		323,100	378,000	421,900						
	91		323,400	378,500	422,500						
	92		323,700	379,000	423,100						
	93		324,000	379,200	423,700						
	94		324,300	379,700							
	95		324,600	380,200							
	96		324,900	380,600							
	97		325,300	380,700							
	98		325,600	381,200							
	99		325,900	381,700							
	100		326,200	382,200							
	101		326,500	382,500							
再任用職員		210,700	238,000	285,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	494,900
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	496,800
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	498,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	500,600
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	502,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	503,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	505,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	506,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	507,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	509,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	510,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	511,700
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	447,800	513,100
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,000	514,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,300	515,500
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	454,600	516,600
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	456,900	517,600
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,200	518,800
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	461,500	520,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	463,800	521,200
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,100	522,300
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	467,900	523,200
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	469,700	524,200
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	471,500	525,200
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	472,900	526,200
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	474,200	527,000
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	475,400	527,800
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	476,600	528,600
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400	477,700	529,300
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000	478,700	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600	479,800	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300	481,000	
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900	481,800	
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200	482,800	
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500	483,900	
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800	485,000	

	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200	485,900	
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200	486,800	
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200	487,700	
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200	488,600	
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	439,600	489,400	
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,300	490,100	
	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,000	490,800	
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	441,700	491,500	
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	442,400	492,100	
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	442,700	492,800	
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	443,300	493,500	
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	443,900	494,200	
再任用職員以外の職員	49	243,700	298,700	352,600	414,600	444,500	494,500	
	50	244,400	299,800	354,100	415,500	445,200	495,200	
	51	245,100	300,900	355,600	416,400	445,900	495,900	
	52	245,800	302,000	357,100	417,300	446,600	496,600	
	53	246,200	303,200	358,500	417,500	447,300	497,200	
	54	246,900	304,300	359,900	417,900	448,000	497,900	
	55	247,500	305,400	361,300	418,400	448,700	498,600	
	56	248,200	306,500	362,700	418,900	449,400	499,300	
	57	248,800	307,700	363,700	419,500	449,800	499,900	
	58	249,500	308,800	364,900	419,700	450,500		
	59	250,200	309,900	366,100	420,300	451,200		
	60	250,900	311,000	367,400	420,800	451,900		
	61	251,600	311,900	368,600	421,300	452,400		
	62	252,300	312,700	369,200	421,900	453,100		
	63	252,900	313,500	369,800	422,500	453,800		
	64	253,500	314,300	370,400	423,100	454,500		
	65	254,000	314,900	370,800	423,700	455,000		
	66	254,500	315,600	371,300	424,300	455,700		
	67	255,000	316,300	371,800	424,900	456,400		
	68	255,500	317,000	372,300	425,500	457,100		
	69	255,800	317,800	372,600	426,100	457,500		
	70			372,900	426,600	458,200		
	71			373,300	427,200	458,900		
	72			373,600	427,800	459,600		
	73			374,200	428,400	460,100		
	74			374,400	429,000			
	75			374,900	429,600			
	76			375,400	430,200			

	77			375,900	430,900			
	78			376,400	431,600			
	79			376,900	432,300			
	80			377,400	433,000			
	81			378,000	433,500			
	82			378,500	434,200			
	83			379,000	434,900			
	84			379,500	435,600			
	85			379,900	436,000			
	86			380,400	436,700			
	87			380,900	437,400			
	88			381,400	438,100			
	89			381,900	438,300			
	90			382,400				
	91			382,900				
	92			383,400				
	93			383,900				
	94			384,400				
	95			384,900				
	96			385,400				
	97			386,000				
	98			386,500				
	99			387,000				
	100			387,500				
	101			388,100				
再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800	401,200	470,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,600
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	371,800
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,000
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,200

	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	375,600
	38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	376,900
	39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,200
	40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	379,500
	41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	380,600
	42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	381,800
	43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,000
	44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,200
	45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,200
	46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	386,100
	47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	387,300
	48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	388,300
	49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,600	389,300
	50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,200	390,300
	51	216,000	258,500	300,600	321,400	338,800	391,300
	52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,400	392,200
	53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,100	393,300
	54	219,800	262,700	304,400	323,600	340,700	394,300
	55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,300	395,300
	56	222,400	265,500	306,600	325,200	341,900	396,300
再任用職員以外の職員	57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,300	397,300
	58	224,700	268,100	308,800	326,500	342,900	398,200
	59	225,900	269,500	309,900	327,200	343,500	399,100
	60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,100	400,100
	61	228,300	272,200	312,000	328,500	344,300	400,700
	62	229,400	273,500	313,100	329,000	344,800	401,600
	63	230,400	274,800	314,200	329,500	345,200	402,500
	64	231,500	276,100	315,300	330,100	345,700	403,400
	65	232,300	277,500	316,200	330,500	345,900	404,000
	66	233,300	278,700	317,100	331,100	346,400	404,600
	67	234,300	279,900	318,000	331,700	346,800	405,200
	68	235,400	281,100	318,900	332,300	347,200	405,800
	69	236,500	282,100	319,800	332,700	347,700	406,500
	70	237,400	283,000	320,500	333,100	348,200	
	71	238,300	283,900	321,200	333,500	348,700	
	72	239,200	284,800	321,900	333,900	349,200	
	73	240,200	285,800	322,200	334,100	349,800	
	74	240,900	286,500	322,700	334,500	350,300	
	75	241,600	287,200	323,200	334,800	350,800	
	76	242,300	287,900	323,800	335,000	351,300	
	77	242,700	288,500	324,500	335,400	351,600	
	78	243,400	289,100	325,100	335,600	352,100	
	79	244,100	289,700	325,700	335,900	352,600	
	80	244,800	290,300	326,300	336,200	353,100	

		245,500	291,000	326,900	336,500	353,600	
	81	246,000	291,600	327,300	336,900	354,100	
	82	246,500	292,200	327,700	337,300	354,600	
	83	247,000	292,800	328,100	337,700	355,100	
	84	247,400	293,200	328,300	338,000	355,600	
	85	247,800	293,600	328,700	338,300	356,100	
	86	248,200	294,000	329,000	338,700	356,600	
	87	248,600	294,500	329,300	339,100	357,100	
	88	249,000	294,900	329,600	339,300	357,600	
	89	249,400	295,300	329,900	339,700		
	90	249,800	295,700	330,100	340,100		
	91	250,200	296,100	330,400	340,500		
	92	250,600	296,300	330,600	340,900		
	93	251,000	296,700	330,900	341,200		
	94	251,400	297,100	331,300	341,600		
	95	251,800	297,500	331,700	342,000		
	96	252,200	297,700	331,900	342,400		
	97	252,600	297,900	332,200	342,800		
	98	253,000	298,200	332,600	343,200		
	99	253,400	298,500	333,000	343,600		
	100	253,800	298,900	333,100	343,900		
	101	254,200	299,200	333,300	344,300		
	102	254,600	299,400	333,600	344,700		
	103	255,000	299,600	333,900	345,100		
	104	255,400	299,900	334,200	345,500		
	105	255,800	300,200	334,500	345,900		
	106	256,200	300,400	334,800	346,300		
	107	256,600	300,600	335,100	346,700		
	108	257,000	300,900	335,400	347,000		
	109	257,400	301,200	335,700			
	110	257,800	301,400	336,000			
	111	258,200	301,600	336,300			
	112	258,600	301,900	336,500			
	113	259,000	302,200				
再任用職員		213,100	227,700	233,600	256,100	285,100	316,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,500	
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	
	29	277,800	342,000	393,000	474,300	
	30	280,500	344,200	394,800	476,600	
	31	283,200	346,400	396,600	478,800	
	32	285,900	348,600	398,400	481,000	
	33	288,500	350,900	400,200	483,000	
	34	291,400	353,200	402,000	485,200	
	35	294,200	355,500	403,800	487,500	
	36	297,000	357,800	405,600	489,800	
	37	299,800	359,900	407,200	492,000	
	38	302,100	362,000	408,900	494,000	
	39	304,400	364,100	410,600	496,000	
	40	306,700	366,100	412,300	498,000	

	41	308,900	368,100	413,700	500,100	
	42	310,100	370,000	415,300	502,000	
	43	311,300	371,900	416,900	503,900	
	44	312,500	373,800	418,500	505,800	
	45	313,600	375,800	419,900	507,800	
	46	314,800	377,600	421,500	509,600	
	47	316,000	379,400	423,100	511,500	
	48	317,200	381,200	424,700	513,400	
	49	318,200	383,100	426,300	515,200	
	50	319,300	384,900	427,600	517,000	
	51	320,400	386,700	428,900	518,900	
	52	321,500	388,500	430,200	520,800	
	53	322,700	389,900	431,000	522,700	
	54	323,800	391,400	432,000	524,400	
	55	324,900	392,900	432,900	526,100	
	56	326,000	394,500	433,800	527,800	
	57	327,100	395,900	434,800	529,500	
	58	328,200	397,300	435,700	530,800	
	59	329,300	398,800	436,700	532,100	
	60	330,300	400,300	437,600	533,400	
	61	331,400	401,700	438,500	534,700	
	62	332,500	403,200	439,500	535,700	
	63	333,600	404,700	440,600	536,700	
再任用職員以外の職員	64	334,700	406,200	441,700	537,700	
	65	335,700	407,200	442,600	538,500	
	66	336,800	408,300	443,600	539,400	
	67	337,900	409,400	444,600	540,300	
	68	339,000	410,500	445,600	541,200	
	69	340,000	411,500	446,600	542,100	
	70	341,100	412,400	447,600	542,900	
	71	342,200	413,300	448,600	543,800	
	72	343,300	414,100	449,600	544,700	
	73	344,000	415,000	450,700	545,600	
	74	345,000	415,900	451,700	546,500	
	75	346,000	416,700	452,700	547,400	
	76	347,000	417,600	453,700	548,300	
	77	348,100	418,300	454,600	549,200	
	78	349,100	418,900	455,200		
	79	350,100	419,500	455,900		
	80	351,100	420,100	456,600		
	81	352,100	420,400	457,400		
	82	353,100	421,000	458,100		
	83	354,100	421,600	458,800		
	84	355,100	422,200	459,500		
	85	355,700	422,600	460,000		
	86	356,300	423,200	460,700		
	87	356,900	423,800	461,400		
	88	357,500	424,400	462,100		

		358,200	424,900	462,600		
89		358,700	425,500			
90		359,100	426,100			
91		359,600	426,700			
92						
93		360,100	427,000			
94		360,500	427,500			
95		361,000	428,000			
96		361,500	428,500			
97		362,100	429,100			
98		362,600	429,600			
99		363,100	430,100			
100		363,600	430,600			
101		364,000	431,000			
102		364,500	431,500			
103		365,000	432,000			
104		365,500	432,500			
105		366,000	433,100			
106		366,500				
107		367,000				
108		367,500				
109		368,100				
110		368,600				
111		369,100				
112		369,600				
113		370,200				
114		370,700				
115		371,200				
116		371,700				
117		372,100				
118		372,600				
119		373,100				
120		373,600				
121		373,900				
122		374,400				
123		374,900				
124		375,400				
125		375,800				
126		376,300				
127		376,800				
128		377,300				
129		377,800				
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400	542,500

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800
	41	258,400	307,500	376,100
	42	259,800	309,900	378,200
	43	261,200	312,300	380,300
	44	262,600	314,700	382,400

	45	263,900	316,900	384,400
	46	265,200	319,400	386,400
	47	266,400	321,900	388,400
	48	267,600	324,400	390,400
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	398,800
	54	275,000	338,300	400,500
	55	276,200	340,300	402,200
	56	277,400	342,300	403,900
	57	278,500	344,300	405,400
	58	279,900	346,300	407,100
	59	281,300	348,300	408,800
	60	282,700	350,300	410,500
	61	283,900	352,200	412,000
	62	285,300	354,100	413,600
	63	286,700	356,000	415,200
	64	288,100	357,900	416,800
	65	289,300	359,900	418,200
	66	290,600	361,800	419,200
	67	291,900	363,700	420,200
	68	293,200	365,500	421,200
再任 用職 員以 外の 職員	69	294,600	367,200	422,200
	70	295,700	369,000	423,200
	71	296,800	370,800	424,300
	72	297,900	372,600	425,300
	73	299,100	374,200	426,000
	74	300,200	375,800	426,900
	75	301,300	377,400	427,900
	76	302,400	379,000	428,900
	77	303,300	380,700	429,900
	78	304,300	382,400	430,900
	79	305,300	384,100	431,900
	80	306,300	385,800	432,900
	81	307,100	387,400	433,600
	82	308,000	389,000	434,500
	83	308,900	390,600	435,400
	84	309,800	392,200	436,200
	85	310,600	393,300	437,200
	86	311,400	394,600	438,100
	87	312,200	396,000	439,000
	88	313,100	397,400	439,900
	89	314,000	398,700	440,700
	90	314,800	399,900	441,300
	91	315,600	401,000	441,900
	92	316,400	402,200	442,400
	93	317,100	403,200	442,900
	94	317,800	404,300	443,500
	95	318,500	405,400	444,100
	96	319,200	406,500	444,700

	97	319,600	407,400	445,100
	98	320,000	408,400	445,700
	99	320,400	409,400	446,300
	100	320,800	410,400	446,900
	101	321,100	411,200	447,300
	102	321,600	412,200	
	103	322,000	413,200	
	104	322,400	414,200	
	105	322,800	414,900	
	106	323,300	415,700	
	107	323,800	416,600	
	108	324,300	417,500	
	109	324,700	418,500	
	110	325,200	419,400	
	111	325,700	420,300	
	112	326,200	421,200	
	113	326,500	422,000	
	114	327,000	422,600	
	115	327,500	423,200	
	116	328,000	423,800	
	117	328,300	424,300	
	118	328,700	424,900	
	119	329,200	425,500	
	120	329,700	426,100	
	121	330,000	426,300	
	122	330,500	426,900	
	123	331,000	427,500	
	124	331,500	428,100	
	125	331,700	428,500	
	126	332,200		
	127	332,700		
	128	333,200		
	129	333,400		
	130	333,900		
	131	334,400		
	132	334,800		
	133	335,000		
	134	335,500		
	135	336,000		
	136	336,500		
	137	336,800		
	138	337,200		
	139	337,600		
	140	338,000		
	141	338,500		
再任用職員		249,900	296,800	314,600

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	

	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
再任用職員以外の職員	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		

81	271,800	328,800	397,900				
82	273,100	329,600	398,600				
83	274,400	330,300	399,300				
84	275,700	331,100	400,000				
85	276,900	331,700	400,500				
86	278,200	332,200	401,200				
87	279,500	332,700	401,900				
88	280,800	333,200	402,600				
89	281,900	333,500	403,000				
90	283,100	334,000					
91	284,300	334,500					
92	285,500	335,000					
93	286,600	335,300					
94	287,600	335,800					
95	288,600	336,300					
96	289,600	336,800					
97	290,200	337,400					
98	291,100	337,900					
99	292,000	338,400					
100	292,900	338,900					
101	293,800	339,400					
102	294,500	339,900					
103	295,200	340,400					
104	295,900	340,900					
105	296,700	341,400					
106	297,200	341,900					
107	297,700	342,400					
108	298,200	342,900					
109	298,400	343,500					
110	298,800	344,000					
111	299,100	344,500					
112	299,400	345,000					
113	299,800	345,600					
114	300,100	346,100					
115	300,400	346,600					
116	300,700	347,100					
117	301,000	347,600					
118	301,400	348,100					
119	301,800	348,600					
120	302,200	349,100					
121	302,500	349,500					
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八口及びハを次のように改める。

口 医療職俸給表(二)

第一類第二号

総務委員会議録第二号

平成二十四年二月二十三日

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号 債	俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
再任用職員以外の職員	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			

	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
	86		291,900	328,500	350,300				
	87		292,100	328,800	350,700				
	88		292,300	329,200	351,100				
	89		292,700	329,600	351,500				
	90		292,900	330,000	351,900				
	91		293,100	330,400	352,300				
	92		293,300	330,800	352,600				
	93		293,700	331,300	353,000				
	94		293,900	331,600	353,400				
	95		294,100	332,000	353,800				
	96		294,400	332,400	354,100				
	97		294,800	332,600	354,600				
	98		295,100	333,000	355,000				
	99		295,400	333,400	355,400				
	100		295,700	333,800	355,800				
	101		296,000	334,000	356,300				
	102		296,300	334,400	356,700				
	103		296,600	334,800	357,100				
	104		296,900	335,000	357,500				
	105		297,200	335,100	358,000				
	106			335,500					
	107			335,900					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		

	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
	94	283,600	317,800	352,300	371,200	
	95	284,600	318,500	353,000	371,700	
	96	285,600	319,100	353,700	372,200	
	97	286,500	319,800	354,200	372,800	
	98	287,300	320,200	354,700	373,300	
	99	288,100	320,900	355,200	373,800	
	100	289,000	321,600	355,700	374,300	
	101	289,800	322,000	356,200	374,900	
	102	290,600	322,600	356,700	375,400	
	103	291,400	323,200	357,200	375,900	
	104	292,200	323,800	357,700	376,300	
	105	292,900	324,200	358,000	376,900	
	106	293,400	324,700	358,500	377,400	
	107	293,900	325,200	359,000	377,900	
	108	294,400	325,700	359,500	378,400	
	109	294,600	326,100	360,000	379,000	
	110	295,000	326,500	360,500	379,500	
	111	295,200	326,900	361,000	380,000	
	112	295,600	327,300	361,500	380,500	
	113	295,900	327,700	362,000	381,100	
	114	296,200	328,100	362,500		
	115	296,600	328,500	363,000		
	116	296,900	328,800	363,400		
	117	297,200	329,100	363,800		
	118	297,500	329,500	364,300		
	119	297,800	329,900	364,800		
	120	298,200	330,300	365,300		
	121	298,500	330,500	365,700		
	122	298,900	330,900	366,200		
	123	299,300	331,300	366,700		
	124	299,700	331,700	367,200		
	125	299,900	331,900	367,600		
	126	300,200	332,200			
	127	300,600	332,600			
	128	301,000	332,900			
	129	301,200	333,000			
	130	301,600	333,400			
	131	302,000	333,800			
	132	302,400	334,200			
	133	302,600	334,500			
	134	303,000	334,900			
	135	303,400	335,300			
	136	303,800	335,700			

	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500

	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
	49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
	50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
	51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
	52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
	53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
	54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
	55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
	56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
	57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
	58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
	59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
	60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
	61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
	62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
	63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
	64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
	65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
	66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
	67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
	68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
	69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
	70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
	71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
	72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
	73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
	74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
再任 用職 員以 外の 職員	75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
	76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
	77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
	78	251,400	318,500	345,100	391,200		
	79	252,400	319,200	345,600	391,900		
	80	253,400	319,900	346,100	392,600		

81	254,400	320,200	346,300	393,100
82	255,400	320,600	346,800	393,800
83	256,400	321,200	347,300	394,500
84	257,400	321,500	347,800	395,200
85	258,300	322,000	348,100	395,400
86	259,200	322,300	348,600	396,100
87	260,100	322,700	349,100	396,800
88	261,000	323,000	349,600	397,500
89	261,700	323,500	349,900	398,000
90	262,500	323,900	350,300	398,700
91	263,300	324,200	350,700	399,400
92	264,100	324,500	351,100	400,100
93	264,800	325,000	351,400	400,600
94	265,500	325,400		
95	266,100	325,800		
96	266,800	326,200		
97	267,500	326,600		
98	268,200	327,000		
99	268,900	327,400		
100	269,600	327,800		
101	270,100	328,100		
102	270,600	328,500		
103	271,100	328,800		
104	271,600	329,200		
105	271,700	329,600		
106	272,000	330,000		
107	272,300	330,400		
108	272,600	330,800		
109	273,000	331,200		
110	273,400	331,600		
111	273,800	332,000		
112	274,100	332,400		
113	274,400	332,800		
114	274,700	333,200		
115	275,000	333,600		
116	275,400	333,900		
117	275,700	334,000		
118	276,100	334,400		
119	276,500	334,800		
120	276,900	335,200		
121	277,100	335,400		
122	277,400			
123	277,800			
124	278,200			

	125	278,400					
	126	278,800					
	127	279,200					
	128	279,600					
	129	279,800					
	130	280,200					
	131	280,600					
	132	281,000					
	133	281,200					
	134	281,500					
	135	281,900					
	136	282,300					
	137	282,500					
	138	282,800					
	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,500					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号俸	俸給月額	俸給月額
	1		330,200	433,800
	2		332,300	438,200
	3		334,400	442,300
	4		336,500	446,500
	5		338,600	450,400
	6		340,700	454,300
	7		342,800	457,900
	8		344,900	461,500
	9		347,000	465,000
	10		349,100	468,400
	11		351,200	471,400
	12		353,300	474,200
	13		355,400	476,700
	14		357,400	479,100
	15		359,400	481,200
	16		361,400	483,000
	17		363,200	484,400
	18		365,100	485,800
	19		366,900	487,200
	20		368,700	488,600
	21		370,600	490,000
	22		372,500	491,300
	23		374,400	492,600
	24		376,300	
	25		378,200	
	26		380,000	
	27		381,800	
	28		383,600	
	29		385,000	
	30		386,700	
	31		388,400	
	32		390,000	
	33		391,800	
	34		393,100	
	35		394,600	
	36		396,100	
再任用職員以外の職員	37		397,600	
	38		398,700	
	39		399,800	
	40		400,900	

	41	401,900		
	42	403,000		
	43	404,100		
	44	405,200		
	45	406,000		
	46	406,600		
	47	407,200		
	48	407,800		
	49	408,300		
	50	408,900		
	51	409,500		
	52	410,100		
	53	410,700		
	54	411,300		
	55	411,900		
	56	412,500		
	57	412,900		
	58	413,400		
	59	413,900		
	60	414,400		
	61	414,900		
	62	415,400		
	63	415,800		
	64	416,300		
	65	416,600		
	66	417,100		
	67	417,600		
	68	418,100		
	69	418,600		
	70	419,100		
	71	419,600		
	72	420,100		
	73	420,600		
	74	421,100		
	75	421,600		
	76	422,100		
	77	422,600		
再任用職員		328,600	431,800	487,700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百三号。以下「平成十七年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に「平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「百二十万八千円」を「百三十二万二千円」に改め、同項第二号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同条第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千円」を「三万四千九百円」に、「六万七千七百円」を「六万七千三百円」に改める。

附則第三項中「九十二万八千円」を「九十一万三千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇六〇、〇〇〇円」を「二、〇五〇、〇〇〇円」に、「一、五〇三、〇〇〇円」を「一、四九五、〇〇〇円」に、「二、四四、〇〇〇円」を「一、四三四、〇〇〇円」に、「二、二二八、〇〇〇円」を「一、二二〇、〇〇〇円」に、「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五九八、〇〇〇円」を「五九五、二〇〇円」に、「五六六、三〇〇円」を「五六三、六〇〇円」に、「五三五、二〇〇円」を「五三三、九〇〇円」に、「五〇二、六〇〇円」を「五〇〇、五〇〇円」に、「四五七、三〇〇円」を「四六九、五〇〇円」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削り、「第二十七条の三第二項中」を「同項中」に改める。

号俸	俸 給 月 額
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条。以下「任期付研究員法」という。)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸 給 月 額
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号。以下「任期付職員法」という。)の一部を次の部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「百二十万八千円」を「百三十二万二千円」に改め、同項第二号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同条第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級			2 級		
		号俸	俸 給	月 額	俸 給	月 額	
	1			192,800			円
	2			194,500			330,600
	3			196,200			332,900
	4			197,900			335,200
	5			199,700			337,500
	6			201,400			339,800
	7			203,100			342,100
	8			204,800			344,400
	9			206,600			346,700
	10			208,500			348,900
	11			210,400			351,100
	12			212,300			353,300
	13			214,000			355,500
	14			216,000			357,700
	15			218,000			359,700
	16			220,000			361,800
	17			221,900			363,900
	18			224,600			365,900
	19			227,300			367,900
	20			230,000			369,900
	21			232,800			371,900
	22			235,700			374,000
	23			238,600			376,000
	24			241,500			378,000
	25			244,300			380,000
	26			247,100			381,600
	27			249,900			383,500
	28			252,700			385,400
	29			255,500			387,300
	30			258,100			389,200
	31			260,700			391,200
	32			263,300			393,200
	33			265,700			395,200
	34			268,300			397,100
	35			270,800			398,800
	36			273,300			400,500
	37			275,800			402,300
	38			278,400			403,500
	39			281,000			405,000
	40			283,600			406,400
	41			286,100			407,900
	42			288,700			409,600
	43			291,200			411,000
	44			293,700			412,400
	45			296,000			414,000
	46			298,700			415,700
	47			301,400			417,000
	48			304,100			418,600
	49			306,600			420,200
							421,900

	50	309, 100	423, 300
	51	311, 600	424, 900
	52	314, 100	426, 500
	53	316, 500	428, 200
	54	318, 700	429, 700
	55	320, 900	431, 300
	56	323, 100	432, 900
	57	325, 400	434, 500
	58	327, 600	436, 100
	59	329, 800	437, 600
	60	331, 900	439, 200
	61	334, 100	440, 800
	62	336, 300	442, 400
	63	338, 500	443, 900
	64	340, 700	445, 500
	65	342, 900	447, 200
	66	345, 100	448, 700
	67	347, 300	450, 300
	68	349, 500	451, 900
再任用職員以外の職員		351, 500	453, 500
	69	353, 600	455, 100
	70	355, 700	456, 700
	71	357, 800	458, 300
	72	359, 600	459, 800
	73	361, 500	460, 800
	74	363, 500	461, 800
	75	365, 400	462, 800
	76	367, 400	463, 600
	77	369, 100	
	78	370, 800	
	79	372, 500	
	80	374, 200	
	81	375, 700	
	82	377, 200	
	83	378, 700	
	84	379, 800	
	85	381, 200	
	86	382, 600	
	87	384, 000	
	88	385, 300	
	89	386, 600	
	90	387, 900	
	91	389, 200	
	92	390, 600	
	93	391, 800	
	94	393, 100	
	95	394, 400	
	96	395, 800	
	97	396, 800	
	98	397, 900	
	99	399, 000	
	100	399, 900	
	101	400, 900	
	102	402, 000	
	103	403, 100	
	104		

	105		403,900	
	106		404,900	
	107		405,900	
	108		406,900	
	109		407,800	
	110		408,700	
	111		409,600	
	112		410,500	
	113		411,100	
	114		411,900	
	115		412,700	
	116		413,500	
	117		414,300	
	118		415,100	
	119		415,800	
	120		416,600	
	121		417,200	
	122		417,700	
	123		418,200	
	124		418,700	
	125		419,100	
	126		419,600	
	127		420,100	
	128		420,600	
	129		421,000	
	130		421,500	
	131		422,000	
	132		422,500	
	133		422,900	
	134		423,400	
	135		423,900	
	136		424,400	
	137		424,800	
再任用職員			277,500	335,400

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

職員の区分	階級	自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額		自衛官俸給額			
		陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海		
号	俸給月額	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)		
1	陸軍	720,000	720,000	521,700	470,200	456,600	400,500	346,700	319,000	268,900	234,000	236,000	227,300	221,500	221,300	212,700	189,600	174,300	174,300	159,500	159,500	1等陸曹	2等陸曹		
2	海軍	776,000	776,000	525,100	473,300	458,700	403,400	349,400	321,300	272,000	245,000	237,000	229,500	223,700	223,500	214,900	192,600	176,200	176,200	161,300	161,300	2等海曹	3等海曹		
3	將軍	834,000	528,500	476,400	460,800	466,300	406,300	352,100	323,600	274,100	248,000	238,000	229,000	231,700	225,700	217,100	195,600	178,100	178,100	163,100	163,100	1等海尉	2等海尉		
4	陸軍	912,000	531,900	479,500	462,900	469,200	409,200	354,800	325,900	276,200	250,000	239,000	233,900	228,100	227,900	219,300	198,600	180,000	180,000	164,900	164,900	3等空佐	4等空佐		
5	海軍	984,000	535,100	482,600	464,700	471,900	417,300	357,300	328,000	278,200	252,100	239,900	230,100	230,300	230,100	210,700	181,800	181,800	181,800	166,600	166,600	1等空尉	2等空尉		
6	將軍	1,055,000	538,400	488,800	468,900	474,700	417,700	363,000	333,000	282,200	256,300	242,400	232,200	232,200	222,200	204,300	183,800	183,800	183,800	183,800	183,800	1等空尉	2等空尉		
7	陸軍	1,129,000	541,700	488,800	468,900	474,700	420,600	357,900	333,000	282,200	256,300	242,400	232,200	232,200	222,200	204,300	187,600	187,600	187,600	187,600	187,600	3等空尉	4等空尉		
8	海軍	1,198,000	548,200	495,600	473,000	473,000	423,200	368,600	337,900	286,100	260,400	244,000	234,800	234,800	224,600	204,000	184,800	184,800	184,800	184,800	184,800	1等空尉	2等空尉		
9	陸軍	950,900	497,800	475,000	426,000	371,700	345,000	326,000	317,100	287,900	262,400	248,000	238,800	238,800	224,600	204,000	184,800	184,800	184,800	184,800	184,800	3等空佐	4等空佐		
10	海軍	953,600	497,800	475,000	426,000	371,700	345,000	326,000	317,100	287,900	262,400	248,000	238,800	238,800	224,600	204,000	184,800	184,800	184,800	184,800	184,800	3等空佐	4等空佐		
11	將軍	556,300	503,400	479,000	431,600	377,100	345,700	321,200	291,200	266,400	250,000	249,800	244,000	243,800	244,000	221,300	198,700	198,700	198,700	198,700	198,700	1等空尉	2等空尉		
12	陸軍	556,300	503,400	479,000	431,600	377,100	345,700	321,200	291,200	266,400	250,000	249,800	244,000	243,800	244,000	221,300	198,700	198,700	198,700	198,700	198,700	3等空佐	4等空佐		
13	海軍	558,800	506,000	480,300	434,400	379,800	348,100	325,900	295,800	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	1等空尉	2等空尉		
14	將軍	560,400	508,800	482,300	436,900	382,500	350,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
15	陸軍	562,000	511,600	484,800	439,400	385,200	353,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
16	海軍	563,600	514,400	486,800	441,900	387,900	355,600	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
17	將軍	565,100	517,200	488,700	443,800	390,400	358,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
18	陸軍	566,700	519,900	490,700	445,900	392,800	360,600	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
19	海軍	568,300	522,600	492,700	448,000	394,800	363,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
20	將軍	569,900	525,300	494,700	450,100	397,600	365,600	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
21	陸軍	571,400	527,800	496,500	452,000	398,400	368,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
22	海軍	573,000	529,800	498,500	454,900	398,400	368,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
23	將軍	574,600	531,800	499,700	455,800	399,400	373,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
24	陸軍	575,200	533,800	501,300	457,900	397,600	373,100	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
25	海軍	577,600	535,900	502,400	459,500	398,800	378,000	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
26	將軍	579,200	537,100	504,500	461,300	412,200	380,400	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
27	陸軍	580,800	538,300	506,500	463,100	414,600	382,800	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
28	海軍	582,400	539,500	507,500	464,900	417,000	385,200	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
29	將軍	583,800	540,600	508,800	466,800	419,300	387,400	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
30	陸軍	586,300	542,800	510,600	469,400	423,900	392,000	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
31	海軍	588,300	543,900	511,500	470,700	25,200	394,300	322,700	302,600	284,700	284,300	278,000	278,600	278,300	278,900	278,600	278,300	278,000	278,600	278,300	278,900	278,600	278,300	3等空佐	4等空佐
32	將軍	589,600	544,900	512,200	472,000	428,500	394,700	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
33	陸軍	591,100	546,100	513,200	473,400	430,700	399,000	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
34	海軍	592,000	547,100	514,100	474,900	432,900	401,300	326,000	295,900	268,400	252,000	247,800	242,000	241,800	242,000	222,700	201,200	201,200	201,200	201,200	201,200	3等空佐	4等空佐		
35	將軍	593,500	548,500	515,000	476,200	435,100	403,600	326,000	310,700	291,000	268,400	252,000	247,800	242,											

	534,000	495,300	469,800	440,300	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,800	314,100	295,000
	496,200	470,800	441,300	385,300	355,600	333,400	335,400	332,800	324,600	324,600	317,800	296,500
	497,100	471,800	442,300	387,200	357,400	335,400	337,400	334,800	325,600	325,600	317,500	298,000
	498,000	472,800	443,300	389,100	359,200	337,400	337,400	334,800	326,200	326,200	317,200	299,500
	499,000	473,700	444,200	391,000	361,000	339,300	338,700	330,100	329,700	329,700	317,500	298,000
	499,900	474,700	445,000	392,800	362,200	341,300	338,700	332,100	331,600	331,600	317,500	298,000
	500,800	475,700	445,800	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	333,500	323,900	303,500
	501,700	476,700	446,600	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	335,400	325,500	304,800
	502,700	477,600	447,300	398,300	368,100	344,700	347,300	338,000	337,200	337,200	327,000	306,100
	503,600	478,500	448,100	400,100	370,900	349,200	346,500	339,800	338,900	338,900	328,500	307,300
	504,500	479,400	448,900	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	340,600	330,000	308,500
	505,400	480,300	449,700	403,700	373,800	353,000	350,100	343,400	342,300	342,300	331,500	309,700
	506,400	481,000	450,400	405,100	375,500	354,700	351,800	345,100	344,000	344,000	333,100	313,500
	507,300	481,900	451,300	406,400	377,400	356,500	353,600	345,900	345,800	345,800	334,600	311,800
	508,200	482,800	452,200	407,700	379,300	358,300	355,400	348,700	347,600	347,600	336,100	312,600
	509,100	483,100	453,100	409,000	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	349,400	337,600	313,500
	510,100	484,500	453,800	410,400	382,200	361,800	358,100	351,000	348,000	348,000	336,500	314,300
	511,000	485,400	454,700	411,600	383,900	363,700	360,900	354,100	352,800	352,800	337,600	315,500
	511,900	486,300	455,600	412,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	354,600	338,700	316,800
	512,800	487,200	456,500	414,000	388,600	364,500	361,500	356,200	352,800	352,800	339,800	318,100
	513,800	488,100	457,300	415,000	390,300	369,300	366,300	359,300	358,000	358,000	345,000	324,500
	514,700	489,000	458,100	416,100	392,100	371,900	368,100	361,100	359,800	359,800	346,500	325,800
	515,600	489,900	458,900	417,200	393,900	372,900	368,900	361,600	359,600	359,600	347,500	326,800
	516,500	490,800	459,700	418,300	395,700	374,700	371,700	364,700	362,400	362,400	349,500	328,800
	517,500	491,600	460,500	419,900	397,200	376,400	373,200	366,200	364,700	364,700	351,000	329,500
	518,500	492,400	461,200	420,200	398,300	378,200	374,800	367,800	365,200	365,200	352,800	329,500
	519,400	493,200	462,000	420,400	398,000	378,400	379,400	369,400	367,200	367,200	354,200	330,500
	520,300	494,000	462,900	421,800	398,100	378,000	371,000	369,200	355,800	355,800	347,500	329,500
	521,200	494,900	463,700	422,600	393,500	383,500	379,400	372,500	370,700	370,700	356,900	330,500
	522,100	495,700	464,600	423,400	394,300	385,200	380,900	374,000	372,100	372,100	358,200	331,500
	523,000	496,500	465,500	424,200	396,700	386,900	382,400	375,500	373,500	373,500	359,500	332,800
	524,000	497,400	466,400	425,000	397,400	388,600	383,900	377,000	374,900	374,900	360,800	334,500
	525,000	498,100	467,100	425,700	398,700	390,100	385,400	378,500	376,200	376,200	362,000	336,200
	526,000	498,900	467,900	426,600	399,100	391,600	387,000	380,100	377,900	377,900	363,300	337,500
	527,000	499,700	468,700	427,500	393,100	388,600	383,300	371,700	369,500	369,500	359,800	338,500
	528,000	500,600	469,500	428,400	394,200	390,600	384,200	372,500	370,300	370,300	360,800	339,500
	529,000	501,500	470,200	429,400	395,600	396,200	391,700	384,700	382,800	382,800	361,200	340,500
	530,000	502,400	471,100	430,200	397,800	395,400	386,400	384,700	384,300	384,300	360,800	340,500
	531,000	503,300	472,000	431,400	399,400	395,100	388,100	387,800	385,800	385,800	360,800	340,500
	532,000	504,200	472,900	431,800	401,000	396,800	389,800	387,300	387,300	387,300	360,800	340,500
	533,000	505,100	473,700	432,700	402,400	398,300	391,300	388,900	387,300	387,300	362,000	341,500
	534,000	506,000	474,500	433,300	403,800	399,600	393,600	392,600	390,100	387,800	387,800	362,000
	535,000	507,400	474,300	434,300	404,200	400,900	393,900	391,300	389,300	387,800	387,800	362,000
	536,000	508,100	475,100	435,100	407,900	403,500	396,500	393,200	392,500	390,000	388,000	362,000
	537,000	509,100	475,900	436,100	409,600	404,700	397,600	394,500	393,600	391,300	389,300	362,000
	538,000	510,100	476,700	437,500	410,900	406,800	399,800	396,300	395,300	393,300	391,300	362,000
	539,000	511,900	478,700	438,300	411,900	407,800	400,800	397,000	397,000	395,700	393,700	362,000
	540,000	513,800	479,600	439,200	413,800	408,900	403,100	399,100	398,000	396,700	394,700	362,000
	541,000	514,700	480,500	440,100	415,700	410,900	404,700	397,600	394,500	393,600	391,500	362,000
	542,000	515,600	481,400	441,000	416,600	412,300	405,300	398,100	395,200	394,100	392,100	362,000
	543,000	516,500	482,300	441,900	417,500	413,200	406,300	398,900	395,500	394,500	392,500	362,000
	544,000	517,500	483,200	442,800	418,300	414,200	407,400	399,700	396,200	395,200	393,200	362,000
	545,000	518,500	484,100	443,700	419,200	415,200	408,500	400,400	397,500	396,200	394,200	362,000
	546,000	519,400	485,000	444,600	420,100	416,200	409,600	401,900	398,000	396,500	394,500	362,000
	547,000	520,300	485,900	445,500	421,000	417,100	410,700	403,100	399,000	397,500	395,500	362,000
	548,000	521,200	486,800	446,400	421,900	418,000	411,800	404,100	400,000	398,500	396,500	362,000
	549,000	522,100	487,700	447,300	422,800	419,900	412,700	405,700	398,700	397,800	395,800	362,000
	550,000	523,000	488,600	448,200	423,700	420,900	416,800	406,800	399,800	398,300	396,300	362,000
	551,000	523,900	489,500	449,100	424,800	421,900	417,900	407,800	400,800	397,000	395,700	362,000
	552,000	524,800	490,400	450,000	425,700	422,800	418,900	408,900	401,900	398,000	396,000	362,000
	553,000	525,700	491,300	450,900	426,600	423,700	419,900	409,900	403,900	398,100	396,100	362,000
	554,000	526,600	492,200	451,800	427,500	424,600	420,900	410,900	406,000	397,000	395,000	362,000
	555,000	527,500	493,100	452,700	428,400	425,500	422,900	411,900	407,000	397,800	395,800	362,000
	556,000	528,400	494,000	453,600	429,300	426,400	423,800	412,900	408,000	398,700	396,700	362,000
	557,000	529,300	494,900	454,500	430,200	427,300	424,700	413,900	409,000	399,600	397,600	362,000
	558,000	530,200	495,800	455,400	431,100	428,200	425,600	414,900	410,000	409,500	398,500	362,000
	559,000	531,100	496,700	456,300	432,000	429,100	426,500	415,900	411,000	409,400	398,400	362,000
	560,000	532,000	497,600	457,200	432,900	430,000	427,400	416,900	412,000	409,300	398,300	362,000
	561,000	532,900	498,500	458,100	433,800	430,900	428,300	417,900	413,000	409,200	398,200	362,000
	562,000	533,800	499,400	459,000	434,700	431,800	429,200	418,900	414,000	409,100	398,100	362,000
	563,000	534,70										

123	453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100
124	454,400	440,100	429,600	426,700	418,700	414,000
125	455,200	440,900	430,400	427,500	419,600	414,700
126	456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600
127	456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500
128	457,600	443,300	432,800	430,200	422,300	417,400
129	458,500	444,200	433,600	430,900	423,900	418,100
130	459,400	445,000	434,500	431,700	423,800	424,800
131	460,300	445,800	435,400	432,500	425,700	425,700
132	461,200	446,600	436,300	433,300	426,400	426,400
133	462,100	447,500	437,000	434,200	427,300	427,300
134	463,000	448,300	437,800	435,100	428,200	428,200
135	463,900	449,100	438,600	436,000	429,100	429,100
136	464,800	449,900	439,400	436,900	429,800	429,800
137	465,700	450,800	440,300	437,600	429,800	429,800
138	466,600	451,700	441,100	438,500	430,600	431,400
139	467,500	452,600	441,900	439,400	431,400	431,400
140	468,400	453,400	442,700	440,300	432,200	432,200
141	469,300	454,200	443,600	441,000	432,900	432,900
142	470,200	455,000	444,400	441,900	433,700	433,700
143	471,100	455,800	445,200	442,800	434,600	434,600
144	472,000	456,600	446,000	443,700	435,400	435,400
145	472,900	457,400	446,900	444,400	436,300	436,300

備考

総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補及び空将補の(一欄)に定める額の俸給を支給するものとする。

(一)

(二)

この表の陸将補、海将補及び空将補の(一欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定めるものとす。

(四)

退職の日に昇任した職員(その者の事務によらない限り)を除く。)について、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百三十二号)の一部を次のように改定する。

附則第十五条第一項中「には」の下に「平成二十六年三月二十一日までの間」を加え、「に規定する特定職員にあっては」を「の表の俸給表欄に掲げる職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第四十四条の四第一項又は第四十四

条の五第一項の規定により採用された者を除く。)及び二等陸佐、一等海佐又は二等空佐以上の自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自

衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。)(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、五十

歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日以後に特定職員となつた場合に二十六年三月二十一日までの間)を加え、「に規定する特定職員にあっては」を「の表の俸給表欄に掲げる職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第四十四条の四第一項又は第四十四

条の五第一項の規定により採用された者を除く。)及び二等陸佐、一等海佐又は二等空佐以上の自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」とい

う。)においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十三年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)に対する俸給月額(平成十七年改正法附則第十二条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける

者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同条の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同条の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれそれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
七級以上	百分の九・七七	

(一)般職給与法の特例

附則第十六条第一項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・二」に改める。

第三章 国家公務員の給与の臨時特例

		行政職俸給表(一)		専門行政職俸給表		税務職俸給表		医療職俸給表(一)	
		三級以下	四級以上	三級以下	四級以上	三級以下	四級以上	三級以下	四級以上
二級	一級	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七
		百分の九・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七
研究職俸給表	教育職俸給表(一)	三級	二級以下	四級以上	二級以下	二級及び三級	一級	四級以上	六級以上
		三級	二級以下	四級以上	二級以下	二級及び三級	一級	三級以下	三級から五級まで
医療職俸給表(一)	教育職俸給表(一)	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の九・七七	百分の九・七七
		百分の四・七七	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の九・七七	百分の九・七七

2

特例期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に

当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、
当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
（支拂い手引書）右該減額のうち手引

俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

専門不外の職調整手当は該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給額を乗じて得た額

三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ調整手当の月額にに対する地域手当の

月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対するる

四 地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
五 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専

門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じ

て得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗

五 研究員調整手当 じて得た額

三級以上	百分の九・七七
二級以下	百分の四・七七

医療職俸給表(二)

三級から七級まで	百分の七・七七
----------	---------

医療職俸給表(二)	二級以下	八級
	百分の四・七七	百分の九・七七

三級から六級まで	百分の七・七七
上級	一〇〇

福祉職俸給表		
一級	七級	百分の九・七七

	二級以上	百分の七・七七
一般	百八〇四	百八〇四

専門スタッフの賄賂経験	一級
三級以上	百分の九・七七

指定職俸給表
全ての号俸

特例期間においては、一般職給与法に基づきする研究員調整手当の月額に当該職員の支給

支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、特別調整額に対する研究員調整手当の月額に減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の

一 債給の特別調整額	当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
六 特地勤務手当	百分の十を乗じて得た額
	当該職員の俸給月額に対する

調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
専門スタッフ職調整手当

スタツフ職調整手当の月額に当該職員の支給
減額率を乗じて得た額

三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の額は、月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額とする。八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当

月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
並びに当該職員の特別調整額も同一月額に対する
もつて、当該職員の俸給の二分の一を差し引いて、手当の額に百分の九・七七を乗じて得た額
九 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当

四 地域労働手当の月額は、百分の十を乗じて得た額
五 広域勤動手当は、百分の十を乗じて得た額
六 月々フツフツ戦略手当は、百分の十を乗じて得た額
七 一般職給与法第二百三十三条第一項から第五項
八 の額は、百分の九・七七を乗じて得た額

門手外の事に關する額を算定する所は、當該職員の支給額を算定する所と同一のものと見なす。又、當該職員の支給額を算定する所は、當該職員の支給額を算定する所と同一のものと見なす。

に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて算出額を定める額

五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する各号に定める額

第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務・時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十四条第一項各号に掲げる職員の支給減額率」という。」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

(任期付職員法の特例)

第十五条 特例期間においては、任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七

七

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定によつては、任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第(平成二十四年法律第二号)第十五条规定

各号に掲げる職員の区分に応じ當該各号に定められた割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する手当、勤務手当、特地勤務手当に準する手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項までは第七項の規定により支給される給

（特別職給与法の特例）

**第十七条 特例期間においては、特別職給与法第
一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公
務員に対する俸給月額の支給に当たつては、俸
給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家
公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗
じて得た額に相当する額を減ずる。**

例に関する法律第九条の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる公務員に対する適用を除く。

内閣総理大臣 百分の三十
二、國務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、國家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（國務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。）百分の二十

号に掲げる国家公務員に於ける期成手当の支給に當たつては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

第十五条 特例期間においては、任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（任期付職員法の特例）

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七特例期間においては、任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第十五条第一項

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ロ及び二中「前項並びに第三号から第五号まで」とあるのは「第十五条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十五条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例)

第十六条 特例期間においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号。以下「法科大学院派遣法」という。)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、法科大学院派遣法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第一号)第九条第三項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」

中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これら
の給与のうち国家公務員の給与の改定及び臨時
特例に関する法律第九条第一項及び第二項(同
条第五項の規定により読み替えて適用する場合
を含む)」の規定の適用があるものについては、
当該額からこれらの規定により支給に当たつて
減ずることとされる額に相当する額を減じた額
とする。」とする。

(特別職給与法の特例)

第十七条 特例期間においては、特別職給与法第
一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公
務員に対する俸給月額の支給に当たつては、俸
給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家
公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗
じて得た額に相当する額を減ずる。

一 内閣総理大臣 百分の三十

二 國務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内
閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、國
家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引
委員会委員長、宮内府長官及び特命全権大使
(國務大臣又は副大臣の受けける俸給月額と同
額の俸給月額を受けるものに限る) 百分の
二十

三 檢査官(会計検査院長を除く)、人事官(人
事院総裁を除く)、特別職給与法第一条第七
号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、
國家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取
引委員会委員、同条第十四号から第四十一号
までに掲げる者、侍従長、東宮大夫、式部官
長、特命全権大使(前号に掲げる者を除く)
及び特命全権公使 百分の十

四 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる國
家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲
げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受け
るもの 百分の七・七七

二項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第号)第十七条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、「三万四千九百円」とあるのは「三万九五百円」と、「六万七千三百円」とあるのは「六万六百円」と、特別職給与法第七条の二中の「適用」とあるのは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たつては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

ける者(防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官

俸給表の適用を受ける者を除く。)の俸給月額の支給について準用する。この場合において、第九条第一項中「平成十七年改正法附則第十一條」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五條」と、第十四条第一項中「任期付研究員法の適用を受けた」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された」と、第十五条第一項中「任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたもの」とあるのは「自衛隊

法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と読み替えるものとする。

2 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五條の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる職務の級又は階級の職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は階級	割合
自衛隊教官俸給表	一級	百分の四・七七
	二級	百分の四・七七
自衛官俸給表	二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下	百分の九・七七
	二等陸佐以下、二等海佐以下又は二等空佐以下	百分の七・七七
	海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上	百分の四・七七
	一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	百分の九・七七

3 特例期間においては、防衛省の職員のうち、

防衛省職員給与法第四条第四項ただし書又は同一条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減する。

一 防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官 百分の四・七七

二 防衛省職員給与法第四条第五項に規定する常勤の防衛大臣補佐官 百分の九・七七

4 第九条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、

5 特例期間においては、防衛省の職員に対する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率(第十九条第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあっては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあっては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減する。)

6 相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額又は、これより支給される俸給月額から、これの額にそれと同一の割合を乗じて得た額)

二 防衛省職員給与法第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準する手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額、前項に定める額並びに防衛省職員給与法第二項若しくは第三項に定める額並びに前項に定める額(以下この項において「俸給減額率」という)並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号に定める額又は(第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。)に百分の八十を乗じて得た額

三 防衛省職員給与法第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は(第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。)に百分の八十を乗じて得た額

四 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 備給減額基本額等に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 備給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 防衛省職員給与法第二十三条第六項の規定により支給される期末手当減額基

により支給される期末手当 期末手当減額基

項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあっては、期末手当減額基に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給され

る給与に係る割合を乗じて得た額)

七 防衛省職員給与法第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 備給減額基に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給され

る給与に係る割合を乗じて得た額)

八 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第一項に規定する自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たつては、これらの手当の額から、これらの額にそれぞれ百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

九 条第二項第八号及び第九号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項に規定する額(以下この項において「俸給減額率」とい

う。附則第十条第一項において同じ。)が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

十 第九条第三項の規定は、事務官等(防衛省職員給与法第四条第一項に規定する事務官等をい

う。附則第十条第一項において同じ。)が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十七条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

十一 第九条第一項においては、防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の職員に対する第二項及び第五項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する同条第二項第二号から第四号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用については、第二項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第五項第二号及び第三号中「第一項において」とあるのは「第八項の規定により読み替

えられた、第一項において」と、「又は第二項」とあるのは「又は第八項の規定により読み替えられた第二項」と、「前項」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、前項」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「に定める額、前項において準用する同条第二項第六号」と、第一項において準用する同条第一項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第三号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に相当する額を減じた額」と、前項において準用する同条第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から防衛省職員給与法附則第八項において準用する一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(平成七年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二百二十二号)第十九条第二項、同条第一項において準用する同法第九条第三項及び同法第十九条第四項において準用する同法第九条第二項(同法第十九条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれをわらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とす る。

たつて減することとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)

第二十二条 第九条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌日の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による
俸給月額 第三条の規定による改正後の任期
付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に
付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に
掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸
給月額 第四条の規定による改正後の任期付
職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げ
る号俸の俸給月額

第三条 施行日の前日において第六条の規定によ
る改正前の特別職給与法附則第三項の規定によ
り俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日
における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣
と協議して定める。

第四条 施行日の前日において防衛省職員給与法
第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二
項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受
けたいた防衛省の職員の施行日における俸給月
額は、防衛省令で定める。
(平成二十四年十二月三十一日までの間の医師
又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第五条 医師又は歯科医師である自衛官(防衛省
職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官
を除く)の俸給月額は、第七条の規定による改
正後の防衛省職員給与法別表第一の規定にかか
わらず、平成二十四年十二月三十一日までの間
は、なお前前の例による。
(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する
特例措置)

第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末
手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項
(同条第三項) 任期付研究員法第七条第二項又
は任期付職員法第八条第二項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六
項まで(育児休業法第十六条の規定により読
み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十
三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第
七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣さ
れる。

第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日(同月二日から施行日までの間に職員(一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらとの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)あつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二年以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職給与法第十三条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額(一般職給与法附則第八項の規定により給与

が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期

間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

行政職俸給表(一)														行政職俸給表(二)			
														職務の級	号俸		
														一級	一號俸から九十三号俸まで		
														三級	一號俸から七十六号俸まで		
														二級	一號俸から六十号俸まで		
														四級	一號俸から四十四号俸まで		
														五級	一號俸から三十六号俸まで		
														六級	一號俸から二十八号俸まで		
														七級	一號俸から十六号俸まで		
														八級	一號俸から四号俸まで		
														一級	一號俸から百二十一号俸まで		
														二級	一號俸から八十四号俸まで		
														三級	一號俸から七十六号俸まで		
														四級	一號俸から四十八号俸まで		
														五級	一號俸から三十二号俸まで		
														六級	一號俸から三十三号俸まで		
														七級	一號俸から三十二号俸まで		
														八級	一號俸から三十二号俸まで		
														九級	一號俸から三十二号俸まで		
														十級	一號俸から三十二号俸まで		
														十一級	一號俸から三十二号俸まで		
														十二級	一號俸から三十二号俸まで		
														十三級	一號俸から三十二号俸まで		
														十四級	一號俸から三十二号俸まで		
専門行政職俸給表														行政職俸給表(二)			
稅務職俸給表														俸給表			
三級	一級	一級	六級	五級	六級	一號俸から六十五号俸まで	一號俸から六十五号俸まで	前日までの期間において、在職しなかつた期									
一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一級	一號俸から六十五号俸まで	一號俸から六十五号俸まで	前日までの期間において、在職しなかつた期

の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く)、医師若しくは歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける白衛官を除く)、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書きの規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表(→)と、及び特地勤務手当(一般職給与法第十

四条の規定による手当を含む。)とあるのは「特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び常外手当」と、同条第二項中「防衛省職員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

自衛隊教官俸給表		職務の級又は階級	号俸
		二級	一級
准陸尉	准海尉	一等陸佐(二) 一等海佐(二) 一等空佐(二)	一号俸から八十四号俸まで 一号俸から三十六号俸まで
淮陸尉	淮海尉	二等陸佐 二等海佐 二等空佐	一号俸から四十八号俸まで 一号俸から四十号俸まで 一号俸から四十八号俸まで
一號俸から八十号俸まで	一號俸から八十号俸まで	三等陸佐 三等海佐 三等空佐	一号俸から十六号俸まで 一号俸から四十八号俸まで 一号俸から六十八号俸まで
一號俸から八十号俸まで	一號俸から八十号俸まで	一等陸尉 一等海尉 一等空尉	一号俸から八十四号俸まで 一号俸から八十八号俸まで 一号俸から六十八号俸まで
一號俸から八十号俸まで	一號俸から八十号俸まで	二等陸尉 二等海尉 二等空尉	一号俸から八十八号俸まで 一号俸から八十八号俸まで 一号俸から六十八号俸まで
一號俸から八十号俸まで	一號俸から八十号俸まで	三等陸尉 三等海尉 三等空尉	一号俸から八十八号俸まで 一号俸から八十八号俸まで 一号俸から六十八号俸まで

准空尉	淮空尉	陸曹長 海曹長 空曹長 一等陸曹 二等陸曹 三等陸曹 二等海曹 二等空曹 一等空曹 一等陸曹 二等陸曹 三等陸曹 二等海曹 二等空曹 一等空曹 一等陸士 二等陸士 三等陸士 一等海士 二等海士 三等海士 一等空士 二等空士 三等空士	一号俸から八十号俸まで 一号俸から八十四号俸まで 一号俸から七十三号俸まで 一号俸から三十三号俸まで 一号俸から十三号俸まで 一号俸から九号俸まで
(平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)		<p>第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受けれる職員でその職務の級が二級又は三級であるもの(以下この項において「専門スタッフ職二級以</p> <p>上職員」という)、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この項において「除外職員」という)である者を除く)のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十一年一月一日及び平成三十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定</p>	

の状況(以下この条において「調整考慮事項」という)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十二条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)上位の号俸とする。

3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十二条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用について

「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同一項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

6 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期上位の号俸とする。

3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十二条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)上位の号俸とする。

4 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期上位の号俸とする。

5 前項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第二項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

6 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期上位の号俸とする。

7 前項に定めるもののほか、平成二十四年四月一日において同項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職給与法第八イの適用を受ける職員が受けられる俸給月額との均衡を失すると認められるとときは、同日における当該俸給月額に同表

その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前条第二項の規定は、平成二十五年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。)について準用する。この場合において、同条第三項中「人事院規則で定める防衛省の職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」とする。

4 第二項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第二項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

5 前条第三項の規定は、平成二十六年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。)について準用する。この場合において、同条第三項中「人事院規則で定める防衛省の職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」とする。

と読み替えるものとする。

する。

6 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合に「前項」とあるのは「第五項」と、「同日ににおける俸給月額」とあるのは「平成二十六年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

8 前項の規定は、育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている防衛省の職員について準用する。

7 育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第二項の規定については、これら

の規定中「とする」とあるのは、「とするもの」とし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を

第九条第一項第八号及び第九号の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

この法律案を提出する理由である。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案に対する修正案

2 前項の政令を定めるに当たっては、東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をするほか、この法律の目的が東日本大震災からの復興のための財源を確保するためのものであること等を勘案するものとする。

(人事院規則等への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

附則に次の二条を加える。

(地方公務員の給与)

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

（防衛省の職員に関する経過措置）

第十一条 自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第一項において準用する育児休業法第十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとす

る者として防衛省令で定めるものを除く。)並びに事務官等(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、附則第一条第一号に定める日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の第二項の規定によりその例によることとされる

月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国厳しい財政状況及び東日本大震災に對処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の手取費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たつて、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る者として防衛省令で定めるものを除く。)並びに事務官等(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、附則第一条第一号に定める日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の第二項の規定によりその例によることとされる

月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国厳しい財政状況及び東日本大震災に對処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の手取費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たつて、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

〔参照〕(委員塩川鉄也君から提示された参考資料)

総務委員会 配布資料

2012年2月23日 日本共産党 塩川鉄也

党利党略の談合は憲法を二重三重に蹂躪する暴挙

「賃下げ法案」等に関する「3党合意」は認められない（談話）

2012年 2月21日

日本国家公務員労働組合連合会

書記長 岡部 勘市

民主・自民・公明3党は2月17日、継続審議となっている政府提出の「国家公務員給与の臨時特例に関する法律案」（以下、「賃下げ法案」）と「国家公務員制度改革関連4法案」（以下、「改革関連4法案」）の取り扱いについて「合意」し、今週中に衆議院通過を目指しているとされる。

「合意」の内容は、①2011年の人事院勧告を実施し、さらに7.8%まで国家公務員の給与削減を深掘りするため、自民・公明両党共同提出の「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案」を基本に、a) 経過措置額の廃止は2014年4月1日に一度に実施するが、それまでの間、2012年4月1日及び2013年4月1日に経過措置所要額の自然減に対応した昇給回復を実施する、b) 東日本大震災に10万人を超える体制で対処した自衛官等の給与減額支給措置は、特段の配慮をして政令で定める、ことで修正する。②地方公務員の給与については、地方公務員法及び給与臨時特例法案の趣旨をふまえ、各地方公共団体での対応のあり方について国会審議を通じて合意を得る。③「改革関連4法案」については、「国家公務員制度改革基本法」の趣旨をふまえ、審議入りと合意形成に向けての環境整備を図る、というものである。

この三党協議は法的に何ら根拠のない談合であり、民主党が国会運営を有利にするため、党利党略で自公案を事実上「丸飲み」したものと言え、「合意」は到底認められない。

それは第一に、議員立法によって合理的根拠のない大幅な賃下げを行うことは、「勤務条件法定主義」と「財政民主主義」のもとであっても憲法の趣旨をふめたものでなければならないこと。第二に、政府提出の「賃下げ法案」は棚ざらしとなり、「情勢適応の原則」にもとづき内閣と国会に対して出された国家公務員の唯一の賃金決定のルールである人事院勧告を、政府は引き続き無視すること。第三に、当事者である国家公務員を代表する産別労働組合・国公労連の合意を得るどころか何の説明もないこと、など行政府も立法府も基本的人権を保障する憲法を、二重三重に蹂躪する暴挙と言わなければならない。

加えて、「改革関連4法案」も、「合意形成に向けての環境整備」の扱いにとどめたことは、法案の審議入りすら棚上げにしたことに等しく、重大である。

民主党の2009年総選挙時のマニフェストであった、国の財政事情を口実とした「国家公務員総人件費2割削減」を発端に、直接的には2010年人事院勧告の「深掘り」議論から始まった国家公務員の賃下げ攻撃に対して国公労連は、一貫して現行制度にもとづかない憲法違反の賃下げに反対してたたかってきた。

とりわけ、東日本大震災を経て昨年5月に具体的な提案が行われて以降、①「2割削減」マニフェストや賃下げ提案には何の根拠も道理もないこと、②デフレ経済下で625万人以上の労働者をはじめ地域経済にも多大なマイナス影響を及ぼすこと、③消費税増税など国民負担増を強いるための露払いであること、④労働基本権制約のもとで国家公務員労働者の生活や権利を顧みず、現場第一線の職員の士気を下げるることは復興にもマイナスであること、などを内外に堂々と主張し、公務大産別一体で各県労連や民間労働組合とも共同した全国各地での宣伝や賛同署名、国会議員地元要請などのとりくみを旺盛に展開し、国民的な理解と共感を広げてきた。

政府・野田内閣は2月17日、年金・介護・子育てなど社会保障制度を改悪する一方で国民に消費税大増税を押し付ける社会保障と税の一体改革の「大綱」を閣議決定し、「国民の納得と信頼を得るため」に衆院比例定数の80削減法案の提出と「賃下げ法案」及び「改革関連4法案」を位置づけ、早期成立をはかると明記した。同時に、政府・民主党は、「賃下げ」による6000億円を復旧・復興財源の税外収入にすり替え、マスコミも動員しながら世論誘導を行っている。

国公労連は、あくまで「賃下げ法案」の廃案を求めてとりくみを継続・強化するとともに、使用者たる政府に対し、この間の経過説明を含めて2012年統一要求を正面から受け止めた責任ある回答を迫る交渉を強化する。

また、「改革関連4法案」については、戦後60有余年も無権利状態に置かれてきた公務員労働者の権利回復に向けた一定の到達点であることはふまえつつも、看過できない重大な問題点が含まれていることから「抜本修正要求」を堅持し、引き続きその実現を求める運動を強める。

そして、今春闘で「すべての労働者の賃上げと安定した雇用の確保」など国民的な要求課題の実現をめざし、職場・地域から全力をあげて奮闘する決意である。

以上

総務委員会 配布資料

2012年2月23日 日本共産党 塩川鉄也

2012年2月7日

各 政党 宛

全国労働組合総連合
事務局長 小田川 義和

消費税増税のための「公務員賃金引き下げ協議」への意見

貴党におかれましては、日頃から、労働者の雇用と暮らしの安定のためにご尽力いただいていることに、感謝を申し上げます。

さて、1月25日に行われた民主党、自民党、公明党3党の実務者会談で民主党は、国家公務員の賃金を平均0.23%引き下げるとした人事院勧告を実施した上で、すでに政府が提出している国家公務員の給与削減にかかる「特例措置」の内容である平均7.8%の賃下げを実施するとの提案を行ったとされています。

また、1月31日に発足した政府の行政改革実行本部（本部长・野田首相）では、検討の中心課題に国家公務員総人件費に上限を設けて超過勤務手当などの「改革」推進や、人事・給与制度「改革」などを位置づけています。

以上のような公務員給与削減の姿勢を政府・与党が再度強めている背景には、消費税率引き上げの地ならしに国家公務員総人件費2割削減を位置付け直した野田政権の政治姿勢があると考えます。

公務員賃金引き下げ協議をはじめとする政府等の動きに対し、全国組織である労働組合として以下の意見を申し上げ、貴党の対応を要請しますので、よろしくお願ひします。

記

はじめに

全労連（全国労働組合総連合）は、21単産・47地方組織（約120万人）を組織する労働組合のナショナル・センターである。

国民に痛みを押し付ける消費税増税の地ならしのために、10%もの大幅な賃金引き下げを一方的に公務員労働者押し付ける協議が、春闘期に政治の場で行われることに強い懸念を持っている。

(1) 消費税率引き上げの地ならしに公務員人件費削減を位置付けた政治の動きが顕在化している。

1月25日に行われた民主党、自民党、公明党3党の実務者会談で民主党は、国家公務

員の賃金を平均 0.23%引き下げるとした人事院勧告を実施した上で、すでに政府が提出している国家公務員の給与削減にかかる「特例措置」の内容である平均 7.8%の賃下げを実施するとの提案を行ったとされる。

(2) 行政改革が進めば大増税を国民が受け入れる、という論理はありえない。

国民は、税負担に見合った行政サービスの提供を求めている。人件費削減による公務員削減や賃金・労働条件引き下げは、行政サービス低下の可能性を有している。サービス低下と増税という「二つの痛み」の受け入れを国民に迫ることは、やらずぶつたくりの論理であり、国民の附託に応えるものではない。

(3) 深刻な国民生活の現状で、逆進性の高い消費税増税を行うことは、国民生活に深刻な打撃を与えることが懸念されることから、断じて認めることはできない。

本来の行政改革は、軍事費の聖域化をはじめとする既得権益優先の硬直化した予算執行の見直しなど、眞の無駄遣いを改めることにある。しかし、この間、その点には手をつけずに、社会保障改革などが繰りかえされてきた。その結果、富の再配分機能が低下し、格差と貧困が拡大して深刻な社会問題を引き起こしている。

3月 11 日に発生した東日本大震災と福島原発事故で、突然、生活基盤を奪われた多数の国民が、今、政府の支援を求めている。他の課題に優先して、被災者支援と災害復興に施策を集中させるとともに、被災者の負担軽減をはかることが求められている。

消費税増税論議は、これらの国民生活の厳しさを顧みない暴挙である。

(4) 春闘期に、公務員賃下げを国会で論議することは、賃金改善要求を求める労働者のたたかいに否定的な影響を与え、さらに内需を縮小させるなどの悪影響が懸念される。

90 年代半ば以降、労働者世帯の所得低下が続いていることが国内需要を長期に低迷させ、地域経済や中小零細企業経営を疲弊させてきた。

今、労働組合は、賃金低下と内需縮小が繰り返される「悪魔のサイクル」に歯止めをうち、「雇用と仕事の確保、賃上げ、社会保障拡充で、内需中心の経済、震災復興を」と 2012 年春闘をたたかい始めている。その時に、政治の場で公務員の賃下げや人員削減が論議されることの悪影響は計り知れない。

《意見その1》

全労連は、労働者・国民、中小零細事業者などに「我慢を強いる」政治に反対する。

労働者・国民に我慢を強いる政治を転換し、税や社会保障に対する負担は企業も含めて「応能負担原則」を徹底すること、憲法第25条に規定される生存権実現の立場にたって、社会保障制度の拡充と雇用、仕事の創出のための施策による完全雇用の実現をめざすことを強く求める。

(1) 1月29日に放送されたNHKの「日曜討論」で民主党の樽床幹事長代行は、「これからのは（社会保障と税の一体）改革にあたっては国民に我慢をお願いしないといけない」と述べている。

事実、政府・与党が1月6日に決定した「社会保障・税一体改革素案」では、消費税率の10%への引き上げで13兆円、年金支給額の切り下げなどで3兆円、合計で16兆円もの新たな国民への負担の押し付け計画となっている。

(2) 3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一発電所の事故によって、住まいを失い、追われた方々約33万人が今でも困難な避難生活を強いられている。被災地では、12万人を超える労働者などが仕事を失ったままである。

「社会保障・税一体改革素案」は、全てを失ったに等しい状態で10カ月以上も我慢を強いられている方々に、さらに追い打ちをかける施策である。

(3) 労働者は、1997年をピークに賃金が低下し続け、低賃金の非正規労働者は増加の一途を辿っている。このように雇用が劣化するもとでも社会保障や税負担が年々高まり、可処分所得の低下は激しい。

巨額な内部留保にも明らかのように、一部の大企業に富が偏在し、格差と貧困が労働者に広がっている現状を直視すれば、総額16兆円もの新たな負担を労働者国民に押し付ける政策の間違いは明らかである。

《意見その2》

合理的理由のない公務員賃金の引き下げには強く反対する。

労働基本権が制約され続けるもとでの公務員労働者の労働条件改定については、憲法上の配慮が必要である。

労働基本権制約の代償措置という憲法上の制度である人事院勧告をふまえることなく、国権の最高機関が制度を疎闊し、説明責任も果たさずに公務員労働者の労働条件を不利益に変更すること自体が憲法への配慮を欠くとの批判を免れない。

(1) 賃金をはじめとする公務員の労働条件については、国会において決定される勤務条件法定主義がとられている。

これは、主権者である国民の理解を得ること、労働基本権が制約されるもとでの公務員労働者の納得性、労働市場での公務員人材確保などを考慮したものとされる。

(2) 一方で、公務員も憲法第27条や第28条が直接適用される「労働者」であることは法制上も判例でも、学説でも確定している。そのことから、労働者としての基本的人権と財政民主主義・勤務条件法定主義といういずれも憲法上の課題の調和をはかるために、「情勢適応の原則」が同時に確認されている。

(3) 公務員の労働条件が国会（議会）の統制のもとにあるとしても、それは憲法上の要請をふまえることが必要であり、国会においても国家公務員法などの公務員労働法制の尊重が求められることは当然である。

(4) 現行制度では、公務員労働者の労働条件を民間労働者と均衡させることが「情勢適応の原則」の中心課題とされ、国会においても、国家公務員法第28条の人事院勧告を判断のよりどころに、国家公務員の労働条件の変更を行うこととされている。

換言すれば、国会においても、何らの根拠も持たない政党間協議で、人事院勧告以上の賃金引き下げを決定できるとすることは、国家公務員の基本的人権を侵害することになりかねない。

(5) 人事院勧告制度は、労働協約締結権と争議権が制約される非現業公務員を対象にする制度であり、集団的労使関係が不完全にしか認められない公務員の基本的人権を代償しているものである。労働基本権を制約すること自体が不当であることは言うまでもない。

仮に、公務員労働者に労働基本権が回復された時に、政府と労働組合の合意にかかわりなく、国会において自由に公務員の労働条件が決定されうるとすれば、公務員の労働基本権は画餅に期すことになる。

このような憲法上の課題についての検討や、公務員労働者への説明責任が果たされないままに、大幅な賃下げを決定すべきではない。

(6) なお、公務員賃金にかかわる三党実務者協議の前提に、一部公務員労働組合と政府との間で、国家公務員の賃金を平均7.8%引き下げるとの「合意」を置くことにも同意できない。その「合意」に瑕疵と不当性があることは、「労働組合がルール破りを「要求」する愚挙を批判する（2011年10月21日付け・全労連事務局長談話・別添）」で指摘している。

第一類第二号

総務委員会議録第二号

平成二十四年二月二十三日

平成二十四年三月五日印刷

平成二十四年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

D